



学校法人みつ朝日学園

朝日塾中等教育学校

IB 教育方針

2025 年度改定版

IB の使命

IB mission statement

国際バカロレア（IB）は、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探求心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としています。

この目的のため、IB は、学校や政府、国際機関と協力しながら、チャレンジに満ちた国際教育プログラムと厳格な評価の仕組みの開発に取り組んでいます。

IB のプログラムは、世界各地で学ぶ児童生徒に、人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心をもって生涯にわたって学び続けるよう働きかけています。

学校の使命

「利他・叡智・剛健」を兼備した次代を担うリーダーたる人間を育成する

「利他」とは、自分のことよりも他者の幸福を願う心のことです。「他者の幸福」とは、個人の幸福に留まらず、地域社会全体の幸福、更には、多文化理解に基づく世界平和も含まれます。本校では、このような広い意味での「他者の幸福」を願う心を、学校教育の中で養いたいと考えています。また、他者の幸福を願う心を育むには、生徒自身が豊かな心を備えている必要があります。この豊かな心を育てるには、様々な学びを通して身に付けた「叡智」が必要です。そして、この「利他」と「叡智」を身に付け、実行に移すためには、心身共に健全であること（「剛健」）が必要となります。

朝日塾中等教育学校は、「利他・叡智・剛健」の全てを兼ね備えた人物こそが「次代を担うリーダー」に相応しい人物だと考え、日々の教育活動に取り組めます。



IBの学習者像

すべてのIBプログラムは、国際的な視野をもつ人間の育成を目指しています。人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する人間を育てます。

IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

探究する人

私たちは、好奇心を育み、探究し研究するためのスキルを身につけます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学ぶ喜びを生涯を通じてもち続けます。

知識のある人

私たちは、概念的な理解を深めて活用し、幅広い分野の知識を探究します。地域社会やグローバル社会における重要な課題や考えに取り組みます。

考える人

私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。

コミュニケーションができる人

私たちは、複数の言語やさまざまな方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く耳を傾け、効果的に協力し合います。

信念をもつ人

私たちは、誠実かつ正直に、公正な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々がもつ尊厳と権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とそれに伴う結果に責任をもちます。

心を開く人

私たちは、自己の文化と個人的な経験の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多様な視点を求め、それらを評価し、その経験を糧に成長しようと努力します。

思いやりのある人

私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界を良くするために行動します。

挑戦する人

私たちは、不確実性に対し熟慮と強い意思をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考えや方法を探求します。挑戦と変化に、機知に富んだ方法で忍耐強く取り組みます。

バランスのとれた人

私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちの生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。

振り返りができる人

私たちは、世界について、そして自分の考えや経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

この「IBの学習者像」は、IBワールドスクールが価値を置く人間性を10の人物像として表しています。こうした人物像は、個人や集団が地域社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となることに資すると私たちは信じています。

1. 入学（IB 受け入れ）方針

Admission Policy

Contents

- 1.1 Philosophy of Admission Policy 基本方針
- 1.2 Dates and Subjects for Entrance Exam 入学試験の時期と試験科目について
- 1.3 Middle Year Programme Admission MYP への受け入れについて
- 1.4 Diploma Programme Admission DP への受け入れについて
- 1.5 Supports during the Entrance Examination 入学試験時の支援
- 1.6 Financial Fees for IB Program IB 教育で必要となる費用の負担について
- 1.7 Review of the Policy 方針の見直し
- 1.8 References 参考資料

1.1 Philosophy of Admission Policy 基本方針

朝日塾中等教育学校（以下、本校）では、教育基本法等の教育法規の下、建学の精神「個性を伸ばすハイレベルの教育」と、教育目標『『利他・叡智・剛健』を兼備した次代を担うリーダーたる人間を育成する』を理解した生徒の入学を受け入れております。生徒寮を有しておりますので、入学希望者及び保護者の居住地に関しての制限はありません。日本国籍を有している生徒の募集に加え、留学生、帰国生の受け入れも積極的に実施しております。

1.2 Dates and Subjects for Entrance Exam 入学試験の時期と試験科目について

本校の入学試験に関しては、「新年度中等部 1 年生（MYP2）に入学する小学校 6 年生対象の入学試験」、「各学年に編転入学を希望する生徒対象の試験」「各学年に編転入学を希望する留学生対象の試験」「各学年に編転入学を希望する帰国生対象の試験」の 4 つに大別されます。4 つのどの試験においても、基準点に達しない場合には不合格となる可能性があります。特に、面接試験の内容は重視しています。

A) 新年度中等部 1 年生（MYP2）に入学する小学校 6 年生対象の入学試験

募集期間	毎年度 11 月～1 月
試験内容	①特色評価型入試（11 月、12 月） 書類審査、面接試験（生徒・保護者対象） ②IB 入試（11 月、1 月） 小論文（40 分、40 点）、面接試験（生徒、保護者対象） ③適性検査型入試（11 月）： 筆記試験（Ⅰ：算数・理科、Ⅱ：国語・社会、各試験 45 分、70 点） 面接試験（生徒対象）

	④1 教科型入試（1 月） 筆記試験（国語、算数、理科、社会、英語から 1 つ選択、50 分、100 点） 面接試験（生徒、保護者対象）
合否発表	①～④の実施日の 3 日後に合否通知を発送

B) 各学年に編転入学を希望する生徒対象の試験

募集期間	随時
試験内容	・筆記試験（国語・数学・英語、各教科 50 分・100 点） 試験内容・レベルは、編転入学を希望する学年に準ずる。 ・面接試験（生徒対象）
合否発表	実施日の翌日に合否通知を発送

C) 各学年に編転入学を希望する留学生対象の試験

募集期間	原則、毎年度 4 月、10 月
試験内容	・筆記試験（日本語・数学・英語、各教科 50 分・100 点） 試験内容・レベルは、編転入学を希望する学年に準ずる。 ・面接試験（生徒、保護者対象、日本語及び母語で実施）
合否発表	実施日から 2 週間以内に合否通知を発送

D) 各学年に編転入学を希望する帰国生対象の試験

募集期間	随時
試験内容	・日本語作文（40 分・50 点） ・英語（もしくは中国語）作文（40 分・50 点） ・面接試験（生徒、保護者対象、日本語及び母語で実施）
合否発表	実施日から 5 日以内に合否通知を発送

E) DP コースへの編転入学を希望する場合

本校では、毎年度 1 月に DP が始まりますので、編転入学をした上で DP 受講を希望する場合、原則として高等部 1 年（MYP5）12 月までに試験を受験することが求められます。例外的に、高等部 1 年（MYP5）3 月まで編転入学を受け付けますが、1 月から 3 月までの授業の遅れを取り戻す必要がありますので、高い学力と DP に取り組む強い意志を必要とします。なお、試験内容は上記 B～D に準じます。DP 受け入れ基準の詳細は 1-4 を参照してください。

1.3 Middle Year Programme Admission MYP への受け入れについて

MYP は在籍する全生徒が受講する形になりますので、新入学生（中等部 1 年生）は、MYP2 から IB プログラムの学習を開始し、中等部 1 年生（MYP2）から高等部 1 年生（MYP5）までのいずれかに編転入学した生徒は、編入した学年の IB プログラムを受けることになります。

《MYP Year との対照表》

	中等部			高等部		
学年	1	2	3	1	2	3
MYP Year	MYP 2	MYP 3	MYP 4	MYP 5	DP 1	DP2

1.4 Diploma Programme Admission DP への受け入れについて

A) 受け入れ基準

本校は、中高一貫校ですので、中等部 3 年生（MYP4）から高等部 1 年生（MYP5）に進学する時に、改めて入学試験を受ける必要はありません。高等部 1 年生（MYP5）の段階で、DP 受講希望の生徒は、原則として、以下の基準を満たしていることが必要となります。

- ・ DP で 2 年間の学習を行う強い意志を有していること。
- ・ 高等部 1 年（MYP5）における、MYP 全 8 教科の MYP 評価の平均値が 7 段階中 4.0 以上であること。
- ・ 高等部 1 年（MYP5）3 月末時点で、英語の外部検定試験の評価が CEFR 「A2」程度のレベルであること
- ・ 留学生の場合には、高等部 1 年（MYP5）3 月末時点で、日本語能力試験（JLPT）「2 級（N2）」程度のレベルであること。

B) 選考

上記基準を満たし、DP 受講を希望する生徒は、担任にその旨を伝えます。担任と学年主任は、MYP・DP コーディネーターに報告します。MYP・DP コーディネーターは、生徒・保護者の意思確認を行い、「DP 受講願」「保護者同意書」「学問的誠実性に関する同意書」を渡します。所定の期日までに書類を提出した生徒・保護者に対して、MYP・DP コーディネーター・管理職が面接を実施します。面接では、生徒・保護者の IB 教育の理解度、DP 学習に対する最終的な意思確認を行います。

C) 志願期間等について

- ・ DP 説明会を実施（MYP5 年次 8 月）
- ・ DP 体験授業を設定（MYP5 年次 10 月～11 月、通常授業時間内で設定）
- ・ DP コーディネーターとの個人面談を実施（DP 体験授業期間中に設定）
- ・ 提出書類及び提出締切日
 - ① 「DP 受講願」 12 月 15 日
 - ② 「保護者同意書」 12 月 15 日
 - ③ 「学問的誠実性に関する同意書」 12 月 15 日

1.5 Supports during the Entrance Examination 入学試験時の支援

本校の入学選抜試験の概要は、「1-2. 入学試験の時期と試験科目について」に記載した通りです。入学選抜を実施する際、特別な教育的ニーズが必要な場合には、事前相談を経た上で、個別に対応するようにしています。また、特別な教育的ニーズが可否を判断する要素になることは絶対ではありません。

A) 身体上の理由で支援が必要な生徒に対する対応

事前の打ち合わせを経て、個別に対応していきます。具体的には、車椅子での入室を希望した場合の受験対応、身体的もしくは精神的な理由により個室での受験を希望した際の受験対応等が挙げられます。

B) 留学生もしくは帰国生で言語支援が必要な生徒

本校の入学試験は、日本語以外の試験問題も準備しているので、他の言語でも受験者の思考力を確認することが可能です。

1.6 Financial Fees for IB Program IB 教育で必要となる費用の負担について

MYP 受講に関して、従来の納入金に加えて別途お支払いいただく費用はありません。（下記にまとめる実費等は除きます。）

一方、DP 受講に関しては「DP 設備等維持費」として月額 20,000 円を 2 年間（高等部 1 年次 1 月から高等部 3 年次 12 月まで）お納めいただきます。この費用は、ライティング支援システム（Turnitin）使用料、理科等の実験器具維持費、IB 関連の書籍購入費等に充当されます。また、下に例として挙げている実費に関しては、別途ご負担いただきます。

《ご負担いただく実費の例》

- ・教材費（テキスト、参考文献、関数電卓、文房具等）
- ・理科実験時の個人用備品（白衣・ゴム手袋・ゴーグル等）
- ・フィールドワーク等、校外学習時の現地までの交通費・施設利用費
- ・IB 最終試験受験料

1.7 Review of the Policy 方針の見直し

この入学（IB 受け入れ）方針は、MYP・DP コーディネーターと管理職が原案を作成し、IB 委員会での審議を経て、職員会議で教職員に周知しました。今後も、年 1 回、MYP・DP コーディネーターと管理職により見直しを行い、必要に応じて修正していきます。修正案は、IB 委員会での審議を経て、年度末となる 3 月の職員会議で教職員に周知し、4 月から新しい方針に基づき教育活動を展開します。

1.8 References 参考資料

国際バカロレア機構. 『DP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2020.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2020.

国際バカロレア機構. 『MYP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *The Middle Year Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2023.

国際バカロレア機構. 『特別な事情に関する方針』. 国際バカロレア機構, 2024.

International Baccalaureate Organization. *Adverse circumstances policy*. International Baccalaureate Organization, 2024.

国際バカロレア機構. 『学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *Access and inclusion policy*. International Baccalaureate Organization, 2023.

2. 「学問的誠実性」に関する方針

Academic Integrity Policy

Contents

- 2.1 Philosophy of Academic Integrity 基本方針
- 2.2 Definition of Terms 用語の定義
- 2.3 Roles and Responsibilities of the School 学校の役割
 - 2.3.1 Responsibilities of the School Leadership Team 学校のリーダーシップチームの責任
 - 2.3.2 Responsibilities of Programme Coordinators MYP・DP コーディネーターの責任
 - 2.3.3 Responsibilities of IB Teachers 教職員の責任
- 2.4 Responsibilities of Students 生徒の責任
- 2.5 Responsibilities of Parents and Legal Gardiners 保護者の責任
- 2.6 School Maladministration 学校による不正または過失
 - 2.6.1 Investigation flowchart 調査の流れ
 - 2.6.2 Penalty matrices 罰則表
- 2.7 Student Academic Misconduct 生徒の学問的不正行為
 - 2.7.1 Investigation flowchart 調査の流れ
 - 2.7.2 Penalty matrices 罰則表
- 2.8 Introduction of Conventions for Acknowledging All Sources
 - 出典の記載方法に関する慣例の指導
- 2.9 Prevention of Malpractice 不正行為の防止
 - 2.9.1 Plagiarism 剽窃
- 2.10 Review of the Policy 方針の策定と見直し
 - 2.10.1 Building an effective academic integrity policy
 - 「学問的誠実性」に関する方針の策定、実施、見直し
 - 2.10.2 Good practice in composing or updating an academic integrity policy
 - 効果的な学問的誠実性に関する方針の策定
- 2.11 References 参考資料
- Appendix 補足資料

2.1 Philosophy of Academic Integrity 基本方針

朝日塾中等教育学校（以下、本校）では、「IB の学習者像」に述べられている通り、生徒や教師が「信念をもつ人」になるよう努力します。学問的誠実性とは、教育において指針となる原則であるとともに、「他者からの信頼を勝ち取るために責任ある行動をとる」という、私たちの選択でもあります。また、正当かつ真正、さらに誠実な学術的成果物を作成するうえでの、倫理的な意思決定および行動の基礎となります。

IB の教育に関わるすべての利害関係者は、学問的誠実性を遵守、促進、維持し、公正かつ真正な評価プロセスを確実なものにするために、期待事項や要件を必ず満たさなければなりません。

学校は、プログラムを通じて、生徒と保護者の両方に学問的誠実性の文化を促進する責任があります。また、学問的誠実性と IB の学習者像の繋がりについても、説明を繰り返すことで、理解を深める必要があります。

IB のすべての生徒が以下の点を理解できるよう、年齢に合わせたレベルで明確に伝達し、モデル化します。

- ・ 個人およびグループとして、正当かつ真正な成果物を作成する責任
- ・ 他者の成果物やアイデアの出典を明らかにし、資料を正しく引用する方法
- ・ 情報テクノロジーとソーシャルメディアの責任ある利用
- ・ 試験中に倫理的かつ誠意ある行動実践を遵守する方法

学習において IB の生徒をサポートする教育者は、「学習のアプローチ」の発展において自身が果たす中心的な役割を理解し、指導、学習、評価の実践において常に学問的誠実性の原則を強調しなければなりません。

調査の概要：

生徒の学問的不正行為および学校による不正または過失に関する疑義が報告された場合、校長またはプログラムコーディネーターを責任者とし、関与する生徒および教職員への調査において IB に全面的に協力します。調査対象となった関係者全員に、当該ケースについて自分なりの見解を記述した陳述書を提出する機会が与えられます。生徒が調査対象の場合は、調査を完了させるために必要な聴取に保護者を同席させるなど、十分なサポートを提供します。教職員が、学校による不正または過失についての陳述書やエビデンスを提出しなければならない場合には、法的支援が必要となることもあります。

公正な調査の主要原則は透明性であり、生徒または教職員に対して生じた疑義について学校がもつあらゆる情報、および IB が疑義の根拠とするあらゆるエビデンスが、調査対象となった関係者全員に提供されなければなりません。

調査は、IB の指示に従って学校管理職またはプログラムコーディネーター（もしくはその両方）が実施します。疑義の根拠となるエビデンスのみに着目し、中立的な観点から、先入観のない方法で実施します。生徒が関与する場合、通常は、不審な点が発見された科目のみが調査の対象となります。ただし生徒が、自分が登録していない科目において他の生徒の不正行為をほう助した場合はこの限りではありません。

IB が学問的誠実性を重視する背景には、以下のような教育的理由があります。

公正性の維持：

IB における評価は、すべての生徒が平等な機会を与えられて初めて公正な評価となります。生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失など、この公正性を脅かすあらゆる行為が、規則を遵守する生徒に不利益を生み出すことになります。

信用および信頼性の維持：

学問資格に対する信頼は、きわめて重要です。生徒または学校が学問的誠実性の原則に違反した場合、評価プロセスの正当性に責任を負う資格認定団体である IB との信頼関係が破綻することになります。

他者への敬意を育む：

知識が構築される仕組みを理解した生徒は、他者のアイデア、言葉、作品の引用は認められた行為だと認識するようになります。ただし、しかるべき学問的実践に従って、情報の出典を適切に明示することが求められます。

2.2 Definition of Terms 用語の定義

学問的誠実性 (Academic integrity)：

学問的誠実性とは、教育において指針となる原則であるとともに、「他者からの信頼を勝ち取るために責任ある行動をとる」という、私たちの選択でもあります。また、正当かつ真正、さらに誠実な学術的成果物を作成するうえでの、倫理的な意思決定および行動の基礎となります。

学校による不正または過失 (School maladministration)：

IB では、学校による不正または過失を、IB ワールドスクール、または IB ワールドスクールの関係者による、IB の規則に違反する行為、および IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのある行為と定義しています。これは、評価要素への取り組み前、取り組み中、取り組み後、または試験の実施前、実施中、実施後に起こる可能性があります。

生徒の学問的不正行為 (Student academic misconduct)：

IB では、生徒の学問的不正行為を、少なくとも 1 つの評価要素においてその生徒、またはその他の者に不当な優位性を与える可能性のある、故意の、または過失による行為と定義しています。他の生徒の不利益となる行動もまた、学問的不正行為と見なされます。さらに、評価や試験（紙面上またはスクリーン上）の実施前、実施中、実施後に発生した、IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのあるあらゆる行為も、生徒の学問的不正行為に含まれます。これには、学校内、学校外、オンラインでの行動が含まれます。

前例のないケース、または特殊なケース (Unprecedented or extraordinary incidents)：

IB の通常の手順や過去の事例にあてはまらない、生徒の学問的不正行為、もしくは学校による不正または過失を指します。

「蓋然性の均衡」アプローチ (Balance of probabilities approach)：

「蓋然性の均衡」とは、適切な専門知識を有する意思決定者が、ある出来事や説明について、起こらなかった可能性よりも起こった可能性のほうが高いと判断することを意味します。このアプローチは、生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失について合理的な疑い以上の確固たるエビデンスが存在しないときに、かかる疑義に対する罰則を決定する際に使われます。

利益相反 (Conflict of interest)：

利益相反とは、ある人物が 1 つの役割において行う判断や行動が、その人物が有する他の役割や関係によって阻害または影響されている状況、もしくはその可能性がある状況を指します。

利益相反は、その人物が自分の地位を不当に利用したり、実際の金銭的ないし他の利益を享受したりしている状況のみに限られるものではありません。利益相反の可能性がある場合や、判断が阻害された、もしくは過度に影響を受けたと見なされる場合も利益相反に含まれます。

2.3 Roles and Responsibilities of the School 学校の役割

2.3.1 Responsibilities of the School Leadership Team

学校のリーダーシップチームの責任

学問的誠実性は、指導と学習に取り入れられ、学校コミュニティが一丸となって目指すものでなければなりません。学問的誠実性が理解され、遵守される環境を維持することは、学校のリーダーシップチームが果たすべき重要な責任の 1 つです。リーダーシップチームは、尊重と信頼を大切にしようコミュニティの全員に働きかけ、この原則の遵守に対して全員が同等の責任を負うようにしなければなりません。

本校では、「IB 委員会」をリーダーシップチームと位置付けています。「IB 委員会」は、学問的誠実性の意味について共通理解を構築するため、新たにチームに加わった教職、そして生徒全員が、学問的誠実性を伴った学習がコミュニティ全体にもたらすメリットについて、情報提供を行っていきます。また、学問的誠実性の文化を創成し、維持するためには、その際に鍵となる以下の要素を考慮して学内ストラテジーを策定します。

- ・学問的誠実性に関する方針を策定
- ・IB プログラムを指導する教師へガイダンスを提供
- ・学問的誠実性の専門チームまたは担当者を設置し、教師へのサポートを提供、不正又は過失を報告、調査
- ・生徒およびその保護者を含む、より広範なコミュニティを設け、一人ひとりに求められる事項を共有

2.3.2 Responsibilities of Programme Coordinators

MYP・DP コーディネーターの責任

MYP・DP コーディネーターは非常に重要な役割を担っており、学問的誠実性の原則が IB の教育理念の根本を成していることを理解する必要があります。また、ロールモデルとして行動し、いかなるときも誠実かつ倫理的で、責任ある振る舞いを示す必要があります。

指導と学習のプロセスに関連するすべての学校活動を総括的に監督することは、MYP・DP コーディネーターの責任です。教育的リーダーとして、教師、生徒、その保護者との良好なコミュニケーションを維持する必要があります。また、IB 委員会と協力して必要なリソースの管理を行い、IB が規定する研修が教師に提供されていること、および、図書館、実験室、コンピューター機器など、指導に必要なその他のリソースに十分な予算が割り当てられていることを確認します。

さらに、IB プログラムの関係者が業務を円滑に進められるよう、すべての規則、方針、科目ごとの『指導の手引き』を印刷して図書館に保管するとともに、これらの電子版を学校のウェブポータルにアップロードし、簡単に参照できるようにします。また、教職員や生徒に対して学問

的誠実性の理解を促すため、『学問的誠実性版ハンドブック』を作成し、定期的にガイダンスを行います。

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、以下の責任を有します。

- ・学校の方針および IB の方針がすべて公正に、かつ一貫性をもって適用されるようにする。
- ・IB の機密情報の安全な保管に関する方針、および IB 試験の実施要項が確実に遵守されるようにする。
- ・教師、生徒、保護者が、学問的誠実性に関する学校の方針およびプログラムに関連する IB 規則のコピーを受け取り、これらの資料を読んで理解できるようにする。
- ・生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失が疑われる場合、学校管理職または IB（もしくはその両方）に報告する。
- ・生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失の調査に関連するすべての活動を、学校または IB（もしくはその両方）の方針に則り監督する。

2.3.3 Responsibilities of IB Teachers 教職員の責任

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、IB の教師は学校および MYP・DP コーディネーターに協力しなければならず、以下の責任を有します。

- ・すべての科目における期待事項とガイドラインを生徒が完全に理解できるようにする。
- ・学問的不正行為の内容と、適用されうる処分について生徒が理解できるようにする。
- ・生徒が効果的に時間を配分し、IB 事項に従って成果物を完成させられるよう、無理のない学習計画を立てる。
- ・生徒にフィードバックを提供するとともに、該当科目の『指導の手引き』の指示に反して複数の編集を実施しないようにする。
- ・評価課題を IB に提出する際に手違いが起こらないよう、すべての生徒の成果物に正しい名前をつけて保存する。
- ・共謀を防止するため、最終的な評価課題提出の前段階として、複数の生徒グループをまたいで成果物の相互参照を行う計画を策定する。
- ・剽窃のチェックが必要な場合に備え、生徒の成果物を電子データで 3 年分保管する。
- ・生徒の学問的不正行為に対処し、学校および IB の調査に協力する。
- ・学校による不正または過失に対処し、学校および IB の調査に協力する。

2.4 Responsibilities of Students 生徒の責任

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、IB の生徒は学校および MYP・DP コーディネーターに協力しなければならず、以下を満たすことが期待されています。

- ・学校および IB の方針を完全に理解する。
- ・他の生徒の学問的不正行為を看過せず、教師または MYP・DP コーディネーター（もしくはその両方）に報告する。
- ・学校による不正または過失を看過せず、教師または MYP・DP コーディネーター（もしくはその両方）に報告する。

- ・すべての課題、試験、小テストに対して、誠実に、自分の力を最大限に発揮して取り組む。
- ・記述および口述資料、芸術作品など、評価用に IB に提出したすべての成果物において、使用した資料の出典を明らかにする。

（詳細については、文末の【補足資料 1】参考文献の書き方と【補足資料 2】引用の方法を参考にすること）

- ・成果物の作成または編集にあたって、友人、親戚、他の生徒、チューター、論文執筆サービスや原稿編集サービス、エッセイバンク、ファイル共有サイトなど、認められていない援助を受けない。
- ・成果物の完成に向けて取り組む他の生徒に対して、過度な援助を提供しない。
- ・オンライン上での行動や言動に対する自分の責任を認識し、インターネットやソーシャルプラットフォームの責任ある利用を実践する。責任ある利用の例として、以下が挙げられる。
 - ・まだ試験が終わっていない生徒への配慮として、試験終了時刻から 24 時間が経過するまでは、IB 試験内容や問題について人と話をしない。
 - ・将来の採用面接や大学の面接で不利に働く可能性のある不適切な言葉や感情表現を使わない。
 - ・IB の評判を落とすような見解や言動を示さない。

2.5 Responsibilities of Parents and Legal Gardiners 保護者の責任

保護者は、日々の学校運営に直接関与することはありませんが、学問的誠実性の意識向上のために学校が実施する活動において教職員チームと協働することができ、規則を遵守し、期待事項に沿ってすべての成果物を完成させるよう、自分の子どもに働きかけることができます。

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、IB の生徒の保護者には、以下を満たすことが期待されています。

- ・子どもがコースワークや試験問題を完成させるにあたり、IB の方針、手順、科目ごとのガイドラインを理解する。
- ・学問的誠実性について話し合い、ロールモデルとして行動することで、子どもが IB の方針、手順、科目ごとのガイドラインを理解できるようサポートする。
- ・子どもが自分の力だけで成果物に取り組んだことを確認するための学内方針および手順を理解する。
- ・子どもが効果的に時間を配分できるよう、無理のない学習計画を立てるためのサポートをする。
- ・生徒の学問的不正行為の内容およびそれに対する処分を理解する。
- ・学校による不正または過失の内容およびそれに対する処分を理解する。
- ・生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失が疑われる場合、学校窓口または IB（もしくはその両方）に報告する。
- ・子どもが受験上の配慮または特別な事情への配慮を必要とし、それを求める際には、その根拠となる真正かつ正当なエビデンスを提供する。

- ・子どもが成果物を完成させるにあたって、過度な援助や不正な援助を自ら提供したり、外部に求めたりしない。

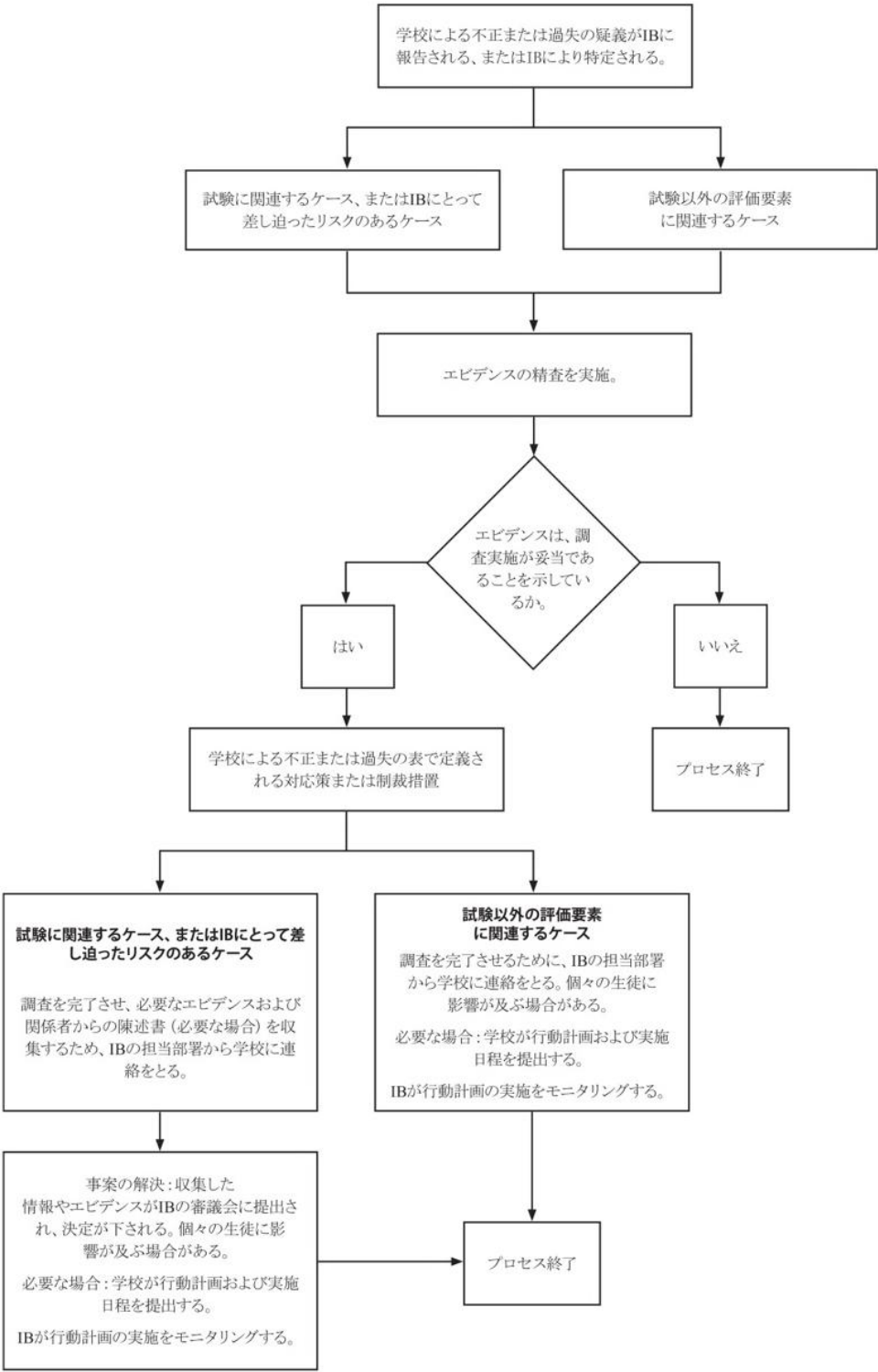
2.6 School Maladministration 学校による不正または過失

IB では、学校による不正または過失を、IB ワールドスクール、または IB ワールドスクールの関係者による、IB の規則に違反する行為、および IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのある行為と定義しています。これは、評価要素への取り組み前、取り組み中、取り組み後、または試験の実施前、実施中、実施後に起こる可能性があります。

学校による不正または過失は学校側が行う行為ですが、そのような行為によって生徒が不当な利益を得ることは許容されません。この場合、影響を受けた生徒が当該科目の最終成績を受け取るためには、次回以降の試験セッションにおいて再試験を受ける必要があります。

不正又は過失の疑義が生じた場合は、国際バカロレア機構(2023).『学問的誠実性に関する方針』「付録 1: 学校による不正または過失 1.1 調査の流れ」に従い、エビデンスの精査を実施し、「1.2 罰則表」に照らし合わせて、対応策をとります。

2.6.1 Investigation flowchart 調査の流れ



（『学問的誠実性に関する方針』付録 1：学校による不正または過失 1.1 調査の流れ より）

2.6.2 Penalty matrices 罰則表

罰則表に詳述されている違反行為と関連する罰則「コースワークの完成に関する違反行為」「試験中の違反行為」「評価の正当性を損なう行為」についてそれぞれの対応策や制裁措置について講じられています。これらは、IB プログラムの実施を認められたすべての IB ワールドスクールに適用されます。

以下、『学問的誠実性に関する方針』付録 1 1.2 罰則表 より

コースワークの完成

コースワークの完成に関する違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
生徒に対して過度なサポートを提供する ¹ (例: 過度の編集、テンプレート作成、完成した成果物の添削)。	・事前予告なしの試験訪問や評価訪問を含むフォローアップ行動の対象となるよう、当該行為を IB のシステムに記録 ・ 公式な警告書および当該行為に対処するための行動計画 ・ 内部評価実施プロセスの監査、またはモニタリング ・ 当該評価要素について、生徒全員分の成果物に対して質保証のためのチェックを実施 ・ 評価訪問の前倒し ・ 関連する IB 研修の推奨 ・ 2 つの連続するセッションでモニタリング²を実施
教師、チューター、保護者、他の生徒など、第三者が作成した成果物の提出を許す。	
生徒本人が取り組んでない成果物または剽窃した成果物の評点を 0 点とする。	
生徒本人が取り組んだかどうかについて疑問があるにもかかわらず、本人による成果物であると認証する。	
剽窃の発生率が高い — 評価要素に登録した生徒の 20% 超。	
アップロードをする際に提出ミスがあり (例: ファイルの重複)、評価プロセスにおいて IB により発見される。	

試験中の違反行為

試験条件に関連する違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
IB 試験の実施中にノートを使用したり、プロンプトを共有したりするなど、持ち込みが	・ 事前予告なしの試験訪問や評価訪問を含むフォローアップ行動の対象となるよう、当該行為を IB のシステムに記録

禁止されているものの使用または参照を許可する。	・直ちに是正措置を要求 ・公式な警告書および当該行為に対処するための行動計画 ・検査訪問の即時実施 ・関連する IB 研修を義務づける ・3 つの連続するセッションでモニタリングを実施
試験に際し、適切な試験監督を提供しない。	
認められていない追加時間を生徒に与える。	
試験の日時を許可なく変更する。	
試験への持ち込みが許可されている電卓や辞書などに対し、適切なチェックを怠る。	
試験中に生徒同士がものを共有したり、相談し合ったりすることを許す。	
許可された受験上の配慮に従っていない。	
持ち込みが禁止されているものを所持する生徒に対し、試験開始前にそれを預けるように要求しない。	
試験中に、生徒の解答の作成や問いの理解を助ける。	
試験のセキュリティ保持を怠る ³ 。	
試験中に生徒を監督せず放置する、またはトイレ退席に付き添わない。	
記入済みの答案を送付前に改ざんする。	
記入済みの答案のスキャンセンターへの送付、多肢選択式試験の解答用紙の IB グローバルセンターへの送付、または MYP 生徒の解答ファイルの IB への送付を、正当な理由なく 3 日以内に実施しない。	

評価の正当性を損なう行為

学校におけるリーダーシップチームによる、IB 評価の正当性を損なう違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
生徒に不当な優位性を与えるため、言語運用能力、受験上の配慮、特別な事情について虚偽の報告をする。	・事前予告なしの試験訪問や評価訪問を含むフォローアップ行動の対象となるよう、当該行為を IB のシステムに記録 ・ 検査訪問の即時実施 ・ IB 試験内容の管理送付 ⁴ ・ 外部の試験監督者の登用 ⁵ ・ 生徒の会場の変更 ⁶ ・ 関係する生徒、または生徒全員の成績の取り消し ・ 認定の撤回 ・ 5 つの連続するセッションでモニタリングを実施
IB の関連当局から求められた行動計画の不履行。	
生徒の不正行為、または学校や教師による不正または過失の報告を怠る。	
生徒の不正行為、または学校や教師による不正または過失についての調査に協力しない。	
試験のセキュリティに関する違反行為、または違反が疑われる行為の報告を怠る。	

注の説明

1. 過度なサポートの例としては以下が挙げられます。

- ・テンプレート作成 — すべての生徒が明確なパターンやモデルに沿って課題 を完成させられるよう、科目担当教師または第三者がテンプレートを用意す る。提供されるサポートのレベルは、トピックの選択、文体などのスタイルや 形式・体裁などにおいて重要な意味をもちます。教師にとっては、生徒の負担 を管理するための効果的なアプローチと解釈することができるかもしれませんが、課題の創造性やオリジナリティーは制限されることになります。
- ・過度の編集 — 科目担当教師または第三者が、関連する科目の『指導の手引き』に記載された指示に従わず、複数回の編集を行う。教師に求められているのは成果物の余白にコメントを書き込むことのみであり、サポートの一貫として大幅な編集は行うべきではありません。

2. セッションのモニタリングには以下が含まれます。

- ・IB システム内のすべての成果物に対して、剽窃の有無を確かめる質保証のチェックを実施する。
- ・IB システム内のすべての成果物に対して、内容の重複の有無を確かめる質保証のチェックを実施する。
- ・多肢選択式問題を含む試験の解答パターンを確認する。

3. デジタル、口述、記述試験におけるセキュリティ保持違反の例としては以下が挙げられます。

- ・試験資材の安全な保管を怠る。

- ・試験内容の開封を、生徒の前で行わない。
 - ・試験内容を不正に入手する。
 - ・決められた時間より前にデジタル形式の試験にログインし、その内容を閲覧する。
 - ・個人口述試験およびコメンタリーで使用する抜粋、考察を促す問い、写真、プロンプトなどを共有する。
 - ・試験終了時刻から 24 時間以内に試験の情報について話をする、またはそうした情報を共有する。
 - ・試験終了時刻から 24 時間以内に、試験内容を科目担当教師と共有する。
4. 「IB 試験内容の管理送付」とは、試験問題の送付場所と送付時期を IB が決定し、さらに、すべての試験問題を第三者機関に送付して、試験の実施を監視させるかどうかを IB が決定することを意味します（費用は学校負担）。
5. 「外部の試験監督者の登用」とは、IB が指名した外部の試験監督者が、すべての試験の実施状況を監督することを意味します（費用は学校負担）。必要だと判断された場合、IB は試験内容の電子化送付を行います。
6. 学校が試験のセキュリティー保持にかかる要件を遵守していない場合、IB は、その学校に登録されている生徒に対して IB が指定する別の会場での受験を要請することができます（費用は学校負担）。
- ※詳細については、『学問的誠実性に関する方針』付録 1 のを参照してください。

2.7 Student Academic Misconduct 生徒の学問的不正行為

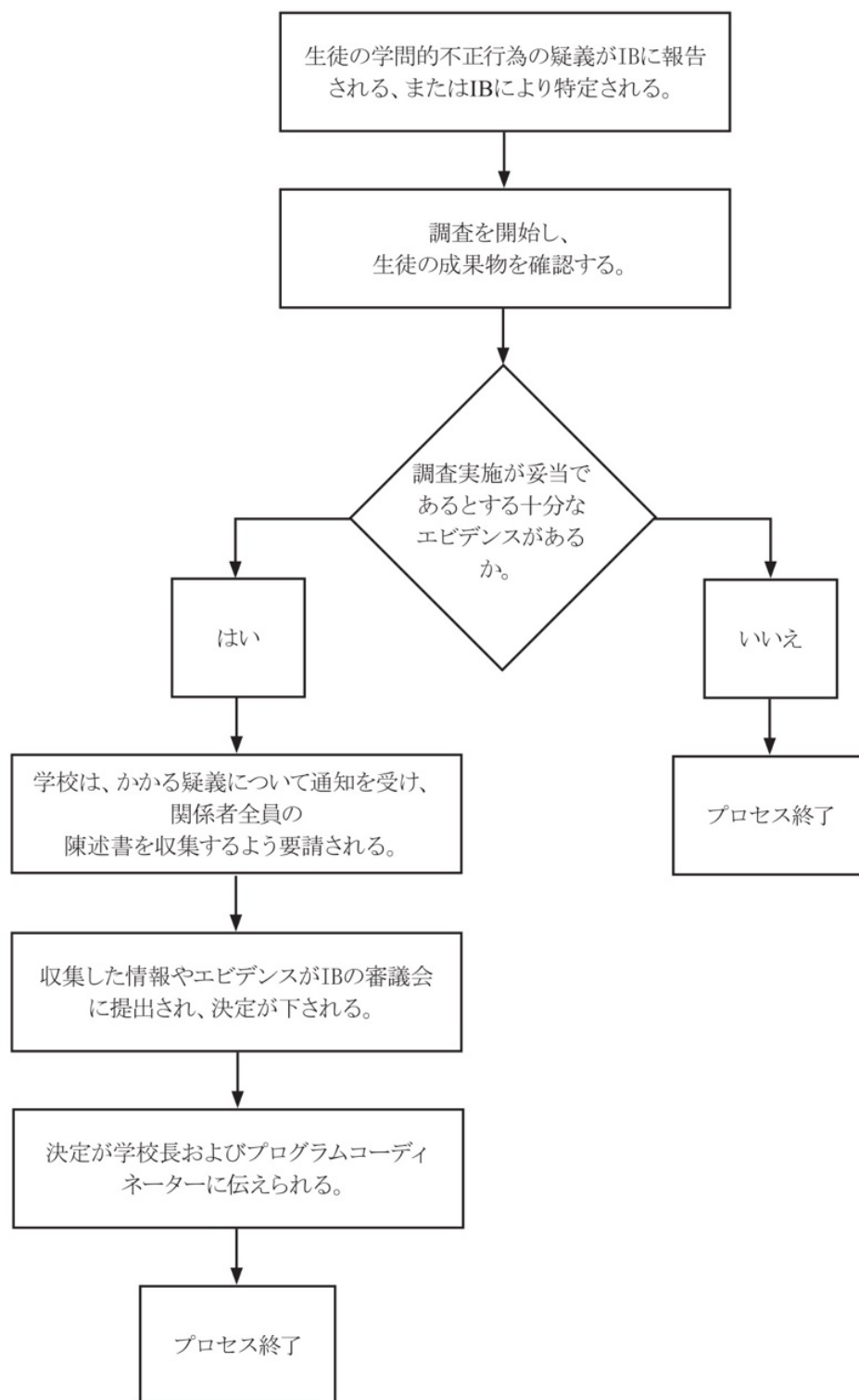
IB では、学問的不正行為を、少なくとも 1 つの評価要素においてその生徒、またはその他の者に、不当な優位性を与える可能性のある、故意または過失行為と定義しています。他の生徒の不利益となる行動もまた、学問的不正行為と見なされます。さらに、評価や試験（紙面上またはスクリーン上）の実施前、実施中、実施後に発生した、IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのある行為も、生徒の学問的不正行為とされます。

IB の生徒による学問的不正行為と見なされる行為は、評価サイクルのさまざまな時点で発生する可能性があり、コースワークの完成や試験そのものに影響を与えることがあります。これらの行為は、不当な優位性を得ようという明確な意図によるものとは限らず、関連する科目のガイドラインについての知識不足により引き起こされることもあります。このセクションのねらいは、生徒による学問的不正行為についてのガイダンスを提供することであり、そのすべての形態がここで網羅されているわけではありません。

生徒の学問的不正行為の疑義が生じた場合は、『学問的誠実性に関する方針』付録 2：生徒の学問的不正行為 2.1 調査のフローチャートと 2.2 罰則表 に従い、生徒の成果物を確認し、エビデンスの精査を実施、対応策をとります。

罰則表については、「記述および口述によるコースワークと試験（剽窃、剽窃の幫助、共謀、捏造など）」「試験中の違反行為」「試験の正当性を脅かす行為」「学問的不正行為の調査に対する妨害」「IB の成績または資格の偽造および捏造」について、生徒による違反行為の詳細と IB によって適応される罰則のレベルに応じた処罰が示されています。

2.7.1 Investigation flowchart 調査の流れ



(『学問的誠実性に関する方針』付録2 2.1 調査のフローチャートより)

2.7.2 Penalty matrices 罰則表

以下、『学問的誠実性に関する方針』付録 2 2.2 罰則表 より

記述および口述によるコースワークと試験

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にす る	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする —注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」の 成績を無効にす る —注 2 を参照
剽窃 外部の資料や 他の生徒の成果 物を写す	非該当	40～50 語（日本 語では 80～100 字）が連続して 書き写され、出 典の明示が不 完全である（丸 写し、言い換え、 単語の追加や置 換を含む）。	51 語（日本語で は 101 字）以上 が連続して書き 写され、出典の 明示が不完全 である（丸写し、 言い換え、単語 の追加や置換を 含む —注 3 を参照。	非該当
剽窃のほう助 生徒が自分や第 三者の成果物 を、他の生徒と、 または掲示板や 論文サイト上で 共有する、また はその書き写し をほう助する。	自分の成果物が 剽窃されないよ う、明らかに不 十分で最小限の 措置しか講じて いない。	自分の成果物 が、他の人に書 き写される可能 性のある掲示板 に共有されるこ とを防止するた めの措置を一切 講じていない。	自分の成果物が 書き写しを許可 した、または、他 の人が自分の成 果物を書き写し て提出する可能 性のある掲示板 上で、成果物を 販売したり、交 換しようとした。 ここでの「販売」は、必ずしも 金銭的な報酬を 伴わない。	他の生徒に対し て、提出目的で 第三者の成果物 を購入または交 換するよう積極 的に働きかけた。

共謀 IB 評価では、データ収集などを協働で行うことが『指導の手引き』で許可されている場合であっても、すべての生徒が独自の成果物を各自提出しなければならない。共謀は、生徒が自分で書いた書き込みではなく、協働時の書き込みを使用した場合を対象とする。これは、テキスト、ビジュアル、動画、音声、インタラクティブメディア、印刷物、ソーシャルメディア、マルチメディア、パフォーマンス、データやインフォグラフィックなど、あらゆる種類の媒体に適用される。	生徒の成果物が、互いに大きく類似している。	40～50 語（日本語では 80～ 100 字）が連続して書き写され、出典の明示が不完全である（丸写しまたは言い換え）。	51 語（日本語では 101 字）以上が連続して書き写され、出典の明示が不完全である（丸写しまたは言い換え） —注 3 を参照。	非該当
--	------------------------------	---	---	------------

第三者が作成、編集、または提供した成果物を提出する —注 4 を参照	非該当	教師のサポートに関する規則違反を避けるため、第三者に大幅に編集させた成果物を提出する。 成果物の作成、編集、供与を実施またはほう助した、同じもしくは別の IB ワールドスクールの生徒に罰則を科す。	すべてを第三者が作成した成果物、または第三者が全体的に編集した成果物を提出する。成果物の作成、編集、供与を実施またはほう助した、同じもしくは別の IB ワールドスクールの生徒に罰則を科す。	成果物の作成、編集、供与を行った、同じもしくは別の IB ワールドスクールの生徒に適用される。
不適切、不快、または節度を欠いた内容の提示	軽度の違反 —注 5 を参照	中程度の違反 —注 6 を参照	重度の違反 —注 7 を参照	重度の違反
学習成果物の重複使用	非該当	異なる評価要素または科目に対して同一の学習成果物を提出する。 素材の一部を重複使用：重複使用された科目の両方に対して罰則を科す。	異なる評価要素または科目に対して同一の学習成果物を提出する。 素材の完全な重複使用：重複使用された科目の両方に対して罰則を科す。	非該当
データの捏造	調査方法のセクションにおいて、データ収集の厳密さを誤って表現、または誇張する。	データを取捨選択し、意図的に偏った調査結果を作成することで、成果物の結論を強固なものにする。	データを捏造する、または他人が収集したデータを自分が収集したものとして発表する。	非該当

試験中の違反行為

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にす る	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする —注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」の 成績を無効にす る —注 2 を参照
試験および監督 時間中に許可さ れていないもの を所持している —注 8 を参照	生徒により持ち 込まれたが、試 験開始後 10 分以 内に預けられ た、または没収 された。	生徒により持ち 込まれたが、試 験中に参照した エビデンスはな い。	生徒により持ち 込まれ、試験中 に参照したエビ デンスがある。	非該当
試験中の不正 行為または試験 を妨害する行為 —注 9 を参照	非該当	1 つの評価要素 において試験監 督の指示に従わ ない。	1 つの評価要素 において試験監 督の指示に複数 回にわたって従 わない、または 複数の試験にお いて試験監督の 指示に従わな い。異なる科目 の試験の実施中 に不正行為があ った場合、複数 の科目に対し て罰 則が科せ られることがあ る。	非該当
試験の解答時 間 内に、口頭また は書面で、他の 生徒に情報を提 供する、他の生 徒から情報を入 手、受領する、 もしくは互いに	非該当	非該当	成功したかどう かを問わず、生 徒が解答または 試験の内容（も しくはその両 方）を他者と共 有しようと試み る。	他の生徒をほう 助した、同じま たは別の IB ワ ールドスクール に所属する生 徒。

交換する（未遂の場合も含む）。			関与した生徒全員に罰則を科す。	
試験内容や設問、解答冊子など、機密性のある資材を試験会場から持ち出す	非該当	機密性のある資材を持ち出そうと試みたが、試験会場を出る前に試験監督者に発見された。	機密性のある資材を試験会場から持ち出した。	非該当
IB の生徒を装った代理受験 —受験した者、 依頼した者	非該当	非該当	代理受験を依頼した者および受験した者の両方。	他者に代わって受験した者。受験した者が IB の生徒でない場合、IB はその身元を特定し、かかる人物が登録している、または過去に登録していた資格認定機関に通知する。 受験した者が IB の卒業生だった場合、罰則を遡及的に適用する。
学問的不正行為の報告を怠る	非該当	非該当	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず、あえて学校管理職に報告しない。	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず、あえて学校管理職に報告しない。

試験の正当性を脅かす行為

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績を無効にする ―注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」の成績を無効にする ―注 2 を参照
通信プラットフォームを通じて、決められた試験時間より前に IB の試験内容を手に入る、あるいは入手しようとする（あらゆる形態の通信プラットフォームを対象とする） ―注 10 を参照	生徒が、未実施の試験の内容を所持していることを速やかに報告した場合、IB はこれを「軽減事由」として考慮します。 ―注 11「軽減事由」を参照。	非該当	生徒が未実施の試験内容の一部、または全部を手に入して所持している、あるいは入手しようとした。	生徒が未実施の試験内容の一部、または全部を手に入して所持している、あるいは入手しようとした。
IB 試験の内容を、試験開始時間前、試験実施中、または試験後 24 時間以内に他者と共有する ―注 12 を参照	非該当	非該当	生徒が、e メール、携帯メール、インターネットおよびその他の手段を通じて、試験の内容の一部または全部を共有する（一般的な情報も含む）。	試験の内容の一部、または全部の共有をほう助する。
学問的不正行為の報告を怠る	非該当	非該当	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず、あえて学校管理職に報告しない。	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず、あえて学校管理職に報告しない。

学問的不正行為の調査に対する妨害

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にす る	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする —注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」の 成績を無効にす る —注 2 を参照
関与していたか どうかを問わ ず、調査に協力 しない	非該当	非該当	生徒がこれらのいずれかの行動を 示す、または陳述書の提出を拒否 する（もしくはその両方）。	
誤解を与える情 報や虚偽であ ることが明らか な情報を提供す る	非該当	非該当		
証人に圧力をか けようとする	非該当	非該当		
調査担当者また は証人に対し て恐喝行為を示 す	非該当	非該当		

IB の成績または資格の偽造および捏造

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする —注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」の 成績を無効にする —注 2 を参照
IB の成績または資格の偽造および捏造電子媒体または紙媒体の修了証や成績証明書など、科目の成績を不正に改ざんしようとする。	非該当	非該当	該当する科目数によっては、追加の制裁が与えられる場合もある。	非該当

注の説明

1. 罰則レベル 3a — 不正行為の深刻度に応じて科せられます。また、当該セッションにおける複数または全科目に対して適用される場合があります。
2. 罰則レベル 3b は、自分自身ではなく、他の生徒の利益となる不正行為に関与した IB の生徒に科せられるものです。不正行為が行われた科目の相当科目（通常は同じ 教科の科目）に罰則が科せられます。
3. 2013 年 11 月に資格授与委員会で承認されたように、罰則レベル 2 は EE には適用されません。EE は 1 つの評価要素であるにもかかわらず、この科目の性質により、罰則 2 および 3a は生徒の最終成績に対してどちらも同じ結果、すなわちディプロマ授与の取り消しをもたらすこととなります。したがって、EE においては、100 語（日本語の場合は 200 字）を超えて連続する部分に適切な出典が示されていない場合にのみ、剽窃と見なされます。
4. 第三者が作成、編集、または提供した成果物を提出する：以下は、「第三者」にあたる例の一部です。
 - ・ 友人、家族、同じ学校もしくは違う学校に通う生徒、大学生 ・ チューター
 - ・ 論文執筆、原稿編集サービス
 - ・ エッセイバンク
 - ・ ファイル共有サイト
5. 以下は、軽度の違反の例の一部です。
 - ・ 参加者の許可なく調査を実施する。
 - ・ 不快または節度を欠いたコメントや図解資料を評価要素に含める。

・ 過度または根拠のない暴力の描写、あからさまな性描写、または他者が不快だと感じるものを含める。

6. 以下は、中程度の違反の例の一部です。

・ 生物に苦痛を与える、またはその健康や生存を脅かすような野外実験もしくは研究を実施する。

・ 環境にダメージを与えるような研究や実地調査を実施する。

・ 不快または節度を欠いたコメントや図解資料を評価要素に含める。

7. 以下は、重度の違反の例の一部です。

・ 個人的、政治的、精神的な価値観を中傷する、または人種、性別、宗教的信条を攻撃するような内容を含む成果物を作成する。

・ 成果物の作成においてデータを偽造、または捏造する。

・ 過度または根拠のない暴力の描写、あからさまな性描写、または他者が不快だと感じるものを含める。

8. 許可されていないものを試験中に所持していた場合、IB は、当該事例の詳細、提示されたエビデンス、および確立された前例に基づき適切な制裁措置を決定する権利を有します。以下は、許可されていないものの例の一部です。

・ 携帯電話

・ ノート

・ 参考書

・ 生徒が自分で作成した手書きのメモ

・ 許可されていない辞書類

・ スマートウォッチ、スマートグラス、またはその他のウェアラブルデバイスなど、持ち込みが禁止されているその他の電子機器

9. 以下は、試験中の不正行為の例の一部です。

・ 試験監督者の指示に従わない。

・ 試験を妨害する。

・ 試験資材を試験会場から持ち出そうとする。

・ 許可なく試験会場を退出する。

10. ソーシャルメディア、メッセージングまたは通信用プラットフォームとツール

11. 軽減事由

・ 上記のような特定の状況下において、未実施の試験内容を所持している生徒が、可能な限り速やかにその事実を学校管理職に報告した場合、IB は学問的不正行為に対する罰則を適用しないことを検討します。

12. 以下は、他の生徒の不正行為をほう助する例の一部です。

・ 試験の実施中に、他の生徒に情報を提供する。

・ 試験の実施前、実施中、実施後に、手段を問わず、その試験の内容を公開する。

※各教科の事例については、国際バカロレア機構(2023).『学問的誠実性に関する方針』付録 2 の 2.3 事例集を参照する。

2.8 Introduction of Conventions for Acknowledging All Sources

出典の記載方法に関する慣例の指導

出典の記載方法に関して、本校では、MLA (Modern Language Association、現代言語協会) が策定した書式を採用します。下記に示す通り、MYP2 から段階的に指導を進め、生徒が MYP5 を修了した時点で、MLA を用いた引用方法を完全に理解できている状態を保証します。学校司書が MLA の書式に関するハンドブックを作成し、授業の一環として、ガイダンスを実施します。また、IB に関わる全ての教職員が、ハンドブックに基づき同じ指導を行うようにします。

※出典の記載方法に関する詳細は、補足資料 1 から 23 を確認してください。

MYP2-4:

- ・「学問的誠実性とは何なのか」、「なぜ出典が大切なのか」を説明する。
- ・ MLA に沿った参考文献の書き方を提示する。
- ・ 具体的に様々なジャンル（書籍、洋書、論文、ホームページなど）の具体例を用いて参考文献を書く練習をする。
- ・ レポートを書く際の簡単な引用の仕方を説明する。

MYP5, DP1-2:

- ・ 生徒が MLA の理解を深め、MLA を実践できるようにする。
- ・ 「協働と共謀の違い」を説明する。
- ・ 「Turnitin」の利用方法を説明する。
- ・ 国際バカロレア機構(2023).『学問的誠実性に関する方針』付録 2 に記載され散る「罰則表」を用いて、より具体的に不正行為について説明する。
- ・ 生成 AI の正しい使い方を理解する。

2.9 Prevention of Malpractice 不正行為の防止

不正行為は、重大な規則違反ですので、厳罰対象となります。しかし、不正行為の調査を行うことより重要視すべきことは、不正行為を防止することです。

不正行為として多いものが「剽窃」です。IB では剽窃を「故意であるかどうかにかかわらず、適切、明確、かつ明示的な認知をせずに他人の考え、言葉、成果物を自分のものとして提示すること」と定義しています。これには、翻訳資料の使用も含まれます。それを防ぐために、コーディネーター・学校司書を中心に、MYP2（中等部 1 年生）から「剽窃」と「共謀」に関するガイダンスを実施し、日頃から指導を徹底します。また、2020 年 8 月より「Turnitin（剽窃防止ソフトウェア）」を導入し、不正行為の更なる防止を図っています。

不正行為として、次に多いと思われるのが「筆記試験中のカンニング」です。これを防止するために、カンニングやその他の不正行為を例示したマニュアルを作成し、通常授業で実施される小テスト等でも同じ基準で指導を行い、不正行為の防止に努めます。

2.9.1 Plagiarism 剽窃

剽窃は、必ずしも悪意から生じるものではありません。生徒は、参照の規則を無視することで、意図せずに剽窃を行ってしまうことがあります。アイデアが他者のものであることを明示しようとする意図は、多くの場合評価されます。他者の成果物を意図的に剽窃する生徒も存在し、中には、稚拙な言い換えを用いたり、別の言葉を使うことでその行為を隠そうとしたりするケースも見られます。

コースワークや試験において剽窃が行われた場合、評価結果の正当性に疑問が生じ、剽窃が広く行われるようになると、結果の信頼性が損なわれることになります。評価システムへの高い信頼性を維持するために、生徒の指導と学習に関与するすべての利害関係者は、あらゆる成果物の作成に透明性をもたせる必要があるということを理解したうえで、出典を正しく明示するために求められる技術的スキルを指導しなければなりません。

生徒は、知識が構築される方法を理解し、引用した内容については出典を示すという誠実な行動をとりながら、自分の考えを発展させていく必要があります。引用に関する技術的スキルは重要であり、生徒には、学習の取り組みの中で、これらのスキルを習得する機会を与えられなければなりません。しかし、何よりも優先されるのは、あらゆる教育上の取り組みにおける学問的誠実性の原則を理解することです。

生徒が剽窃を行う背景には、多くの理由が存在します。

- ・ 教師の関心が希薄
- ・ 的外れ、または生徒が意味を見いだせない課題
- ・ 良い成績をとらなければいけない
- ・ 自分の能力に自信がない
- ・ 時間管理ができない
- ・ 罰則を恐れていない

剽窃の対象は、インターネット上またはその他の媒体で公開されているテキストに限定されず、同じ生徒または別の生徒により過去の試験セッションで提出され、公開されていない成果物の再利用も含まれます。絵画や音楽作品、またはコンピュータープログラムのコードをそのまま利用することも、剽窃とみなされます。生徒がテキストを暗記し、それを記述または口述試験で自分の答案に用いる場合や、資料を翻訳したものを評価に用いる場合も剽窃となります。

生徒をサポートするために教師ができること

- ・ 自分の学校の学問的誠実性に関する方針を確認する方法を生徒に周知する。
- ・ 学問的誠実性を文脈の中で考える：剽窃はなぜ問題なのか。誠実な学問的成果物に価値があるのはなぜか。
- ・ 学校の学問的誠実性に関する方針への違反行為は許されないこと、また、違反行為が招く結果について説明する。
- ・ 適切に引用を明示しなかったら罰則を与えるというアプローチではなく、要件を満たすことができた課題を高く評価するというアプローチを検討する。
- ・ 指導時間の一部を、指定した参照方式または参考文献目録の書き方の練習に割り当てる。

- ・最終課題やエッセイの下書きの提出を組み込んだ日程を立てる。いきなり最終版を提出させることは避ける。
- ・剽窃のさまざまな形態を生徒に示すための活動を計画する。
- ・疑わしい内容や出典が明らかにされていない内容が課題に含まれていた場合、インターネット上で相互参照を行うことを説明する。
- ・課題のトピックについては一般的なものを避け、できる限り興味深いトピックを選ぶ。
- ・ロールモデル：日々の指導の中で、他者による成果物をその人物の功績として称えるようにする。

剽窃を防止するために生徒ができること

- ・自分の学校の学問的誠実性に関する方針を読み、理解する。
 - ・課題に取り組むための日程と計画を慎重に組み立てる。
 - ・成果物の作成中に参照したメモや資料を整理しておく。
 - ・引用について疑問が生じた場合は、教師またはチューターの助言やサポートを求める。
 - ・地図、図表、楽曲、映画、コンピューターコード、およびその他すべての資料について、どの言葉、アイデア、画像、作品が他者によるものなのかを明確に示すことで出典を明らかにする。
 - ・他者の成果物を模倣したり、その一部を改変したり、言い換えたり、翻訳したりした場合、その出典を明示する。
 - ・使用した情報は本文中で出典を示し、参照方式を用いて参考文献目録に漏れなく記載する。
- ※詳細は、IB 資料『効果的な引用と文献参照』を参照してください。

2.10 Review of the Policy 方針の策定と見直し

この学問的誠実性方針は、MYP・DP コーディネーターと管理職が原案を作成し、IB 委員会での審議を経て、職員会議で教職員に周知を行います。今後も、年 1 回、MYP・DP コーディネーターと管理職により見直しを行い、必要に応じて修正案を作成。していきます。修正案は、IB 委員会での審議を経て、年度末となる 3 月の職員会議で教職員に周知し、4 月から新しい方針に基づき教育活動を展開します。

また、学校方針は以下を明確に満たしていることが必要です。

- ・物理的および仮想的な空間を考慮していること
- ・人材、自然資源、設備および仮想的なリソースの計画的な統合を明確に示していること
- ・「IB の学習者像」を考慮していること
- ・国際的な視野を考慮していること

2.10.1 Building an effective academic integrity policy

「学問的誠実性」に関する方針の策定、実施、見直し

プログラムの基準と実践要綱

学問的誠実性については、IB 資料『プログラムの基準と実践要綱』の中で以下のように取り上げられています。

基準：リーダーシップおよび統括体制（0201）

プログラムの実践と開発をサポートするため、IB 規則、規定、ガイドラインを見直し、遵守する。コンプライアンスを確保するための体制とプロセスを確実に整備する。

基準：生徒のサポート（0202）

試験資材の安全な保管と管理、受験上の配慮の提供に関し、IB 評価要件を確実に遵守できるように、IB プログラムを実施するためのあらゆる関連リソースを提供する（すべてのプログラム）。

基準：方針の実践を通じた文化（0301）

倫理的な学問の実践という文化を創造する学問的誠実性についての方針の実施、伝達、定期的な見直しを行う。

基準：生涯学習者としての生徒（0402）

生徒と教師が IB の学問的誠実性のガイドラインを遵守し、他者の知的財産を認められるようにする。

生徒が引用と文献参照のスキルを学び、正当かつ独自の成果物を制作することの意義と重要性を理解できるよう、学校と教師が十分なサポートを提供できるようにする。

基準：評価方法（0404）

生徒が、十分な情報を得たうえで、理性的かつ倫理的な判断をする能力を伸ばすことができるようサポートを提供する。また、すべての評価が IB の規則、規定、関連するプログラム資料に従って実施されていることを確認する。

2.10.2 Good practice in composing or updating an academic integrity policy

効果的な学問的誠実性に関する方針の策定

既存の方針の監査

学問的誠実性の文化の発展に関する学校の既存の実践を監査することは、十分な根拠に基づく首尾一貫した方針の考案、または既存方針を修正する取り組みの第一段階となります。学校の理念を明確にし、IB の『学問的誠実性に関する方針』と整合性を持たせる必要があります。すでに実施されている実践についても、この理念に照らして検討します。監査の結果、IB や学校要件との不一致、または差異が明らかになった場合、行動方針の一環として、問題に対処するための行動計画を策定します。

また、学校コミュニティが協力し合って監査に取り組むことが強く推奨されます。この方針は、生徒、教師、指導者、保護者など、学校コミュニティのすべてのメンバーが容易にアクセスでき、参照できるようになっており、理解しやすいものでなければなりません。

学校が現在の学問的誠実性の方針を監査する際には、それが IB の学問的誠実性の実践を例示するものであること、つまり、参照資料の出典を適切に明示しながら、学校の実践を真の意味で表したものにする必要があります。

以下の問いを、議論を始める際の材料として使うことで、学問的誠実性が学校全体でどのように理解されているかについての情報を得ることができます。このリストは、必ずしもすべてを網羅したものではなく、また必ず使用しなければならないものでもありません。

初期の検討事項

- ・ 学校内に学問的誠実性についての方針があるか。
- ・ どのように公開されているか。
- ・ コミュニティーのメンバーがこの方針を見つけるにはどうすればいいか、または、どこに行けばいいか。
- ・ この方針が最後に見直されたのはいつか。
- ・ 現在の学問的誠実性に関する方針の編集または見直しに関与したのは誰か。
- ・ 問題が生じたとき、この方針に従った行動がとられているか。
- ・ 教師は、この方針が守られていると感じているか。
- ・ 学問的誠実性に関する方針に違反したかどうかを判断するのは誰か。
- ・ 学問的誠実性に関する方針と実践を支えるリソース（人、スペース、物）にはどのようなものがあるか。

他者の成果物の使用 — 引用と文献表記

それぞれの学年を通じて、文献表記と引用方法の導入、発展、足場づくりはどのように実践されているか。それはどのような形式のものか。

- いつ指導しているか。
- どのように指導しているか。誰が指導しているか。全科目で指導しているか。
- どのような補足的な指導が行われているか。
- 生徒たちには、どのような練習の機会が与えられているか。
- スタッフの意識向上のために、どのような教職員研修が提供されているか。

学問的誠実性に関する方針への違反行為

- ・ 学校の方針では、生徒の学問的不正行為のすべてのカテゴリーが本資料に則って記載されているか。
- ・ 学校の方針では、学校による不正または過失のすべてのカテゴリーが本資料に則って記載されているか。
- ・ 学校リーダーは、すべての新規採用教員に対して学問的誠実性の適切な研修を実施し、かかる領域における IB の期待事項を理解できるようにしているか。
- ・ 学校は、生徒（およびその保護者）に対し、学問的誠実性に関する IB の期待事項と、違反した場合に起こりうる結果について説明を行っているか。
- ・ 試験における学問的誠実性の遵守について、生徒の意識を向上するための特別セッションを実施しているか。
- ・ 校外で記述成果物に取り組む場合のチューター（またはその他の第三者）の利用について、明確なガイドラインや規則を設定しているか。
- ・ 利害関係者（教師、生徒、保護者）は、生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失が疑われる場合に、かかる事案を報告する方法を知っているか。

学問的誠実性に関する方針の策定または改訂の優れた取り組み

以下の概要は、学問的誠実性に関する方針を策定する際に重要となるセクションを示す優れた実践例です。実施する IB プログラムの学習者の年齢と発達面のニーズに基づいて設定された方針や取り組みにおいて、この概要に記載されたすべての要素を検討する。学問的誠実性に関する方針は学校コミュニティ全体に明確に伝え、カリキュラム全体の指導実践や学習実践にも反映されるべきです。それを怠れば、必要とされる学校の倫理的文化の発展をもたらすことはできません。

方針の根拠および目的	導入部分で、この方針が策定された理由を説明する。学校の使命、「IB の学習者像」、社会的環境における誠実性の本質的要素について言及する。
学校の責任についての詳細な説明とアドバイス	学問的誠実性に関するさまざまな実践を指導するための責任と、5つの原則（誠実さ、信頼、公平性、敬意、責任）を反映するための責任を明確化する。 公平性と一貫性の維持、安全な環境の確保、教職員研修の提供、保護者の意識向上、生徒の学習支援に対する責任を含める。 教職員研修の提供、保護者の意識向上、生徒の学習支援のために必要な予算を確保する責任を含める。
教師の権利と責任についての詳細な説明とアドバイス	教師は、学問的誠実性を理解するために必要な研修を受けるにあたり、学校管理者からの全面的なサポートを得られるべきである。 教師は、自分の成果物を裏づけるために他の人の成果物を利用する方法について、生徒が学んだり練習したりする機会をどのように提供すべきか理解する必要がある。これには、不正行為や対応措置について認識させる責任も含まれる。 学問的誠実性に関するさまざまな実践を指導するための責任を明確化する。 教師が学問的誠実性の実践の模範を示すにはどうすればいいか、また、生徒が学問的誠実性の実践と期待事項を学ぶためにどのようなサポートを提供できるかを含める。
図書館司書とメディアスペシャリストの責任についての詳細な説明とアドバイス	学校コミュニティにおいて図書館司書とメディアスペシャリストが学問的誠実性の発展をどのように導き、サポートできるかを含む。どのようなリソースを提供できるか。

生徒の権利と責任についての 詳細な説明とアドバイス	正当な成果物を作成するにあたっての期待事項と責任を詳しく説明する。 ここに、学問的誠実性に関するさまざまな実践を指導するための責任と、5つの原則（誠実さ、信頼、公平性、敬意、責任）を反映するための責任を含むことができる。
生徒への指導とサポートを提供する方法	生徒が受けることのできるサポートと指導の内容を詳しく説明する。生徒が安全な環境で間違いを犯し、その経験から学ぶ機会を与えられることが重要である。対策やサポートは、学習者の年齢や発達面のニーズを反映したものでなければならない。仮想的および物理的な空間とリソース（人材、自然資源、設備、および仮想的なリソース）の検討を含める。
学問的誠実性違反が疑われる 場合の、校内および IB における 生徒の権利	公平性と一貫性を確保するため、生徒の権利を詳しく説明する。例えば、結果が特に深刻な場合、話し合いの場に保護者、その他の生徒、教師を同席させるなどが挙げられる。これらの権利の説明においては、生徒に学問的誠実性違反が疑われる場合の IB における生徒の権利に加え、学校における措置やプロセスを強調するものとする。
生徒向け：学問的不正行為に対する措置、救済措置、罰則 規定、フォローアップ、外部 評価 および内部評価における 不正行為の結果 教師向け：非倫理的な実践に対する措置	生徒に対して講じられる措置について、学校と IB の両方の観点から説明する。特に、生徒の経歴、性格、学問的誠実性の履歴、年齢や認識レベル（これまでの指導歴）、不正行為の重大性、故意か過失かなどの要因によって学校と IB の対応が異なる可能性がある場合は詳しく説明する。 学校による不正または過失に関与した教師に対して講じられる措置を詳しく説明する。
保護者の責任についての詳細な説明とアドバイス	保護者が生徒をサポートするうえで、役に立つことや認められていること、および役に立たないことや認められていないことを説明する。
学問的不正行為の定義と具体例	学問的誠実性、知的財産権、「生徒本人が取り組んだものであること」の認証、学習成果物の重複使用、出所について疑わしいところのない著作物の作成について、年齢に合わせた定義と具体例を含める。
正当な協働と不正な共謀の違いについてのガイダンス	生徒間の協働と共謀の違いについての認識およびガイダンスを詳しく記載する。

期待される行動についての年齢に合わせたガイダンス（優れた文献参照例および試験中の正しい行動例と、不適切な文献参照例および許容されない行動例を同数程度含める）	文献参照の正しい例と不適切な例を提供する。方針は、年齢に合わせた言葉で提示し、対象年齢に適した具体例や参考資料などを使用することが重要である。主体性を高めるために教師や生徒からのアイデアを募ることもできる。
状況設定とよくある質問	生徒が共感し理解できるような、年齢に合わせた状況を設定する。

2.11 References 参考資料

岡本尚也. 『課題研究メソッド』. 新興出版社啓林館, 2017 年.

郡司芽久. 『キリン解剖記』. ナツメ社, 2019 年.

国際バカロレア機構. 『学問的誠実性に関する方針』. 国際バカロレア機構, 2023 年.

International Baccalaureate Organization. *Academic Integrity*. International Baccalaureate Organization, 2023.

国際バカロレア機構. 『DP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2020 年.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2020.

国際バカロレア機構. 『MYP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2023 年.

International Baccalaureate Organization. *The Middle Year Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2023.

国際バカロレア機構. 『DP における評価の手順』. 国際バカロレア機構, 2025 年.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: Assessment procedures*. International Baccalaureate Organization, 2025.

後藤芳文他. 『学びの技 14 歳からの論文・レポート・プレゼンテーション』. 玉川大学出版部, 2014 年.

東京都立高等学校学校司書会ラーニングスキルガイドプロジェクトチーム編.

『探究に役立つ！学校司書と学ぶレポート・論文作成ガイド』. ペリかん社, 2019 年.

長尾和夫監修. 『MLA ハンドブック 第 8 版』. 秀和システム, 2017 年.

藤田節子. 『レポート・論文作成のための引用・参考文献の書き方』. 日外アソシエーツ, 2009 年.

参考文献の書き方

レポートや論文など、何らかの書籍やインターネットなどのウェブページ等の記述を参考に作成した場合は、必ず使用した記述資料の一覧(参考文献リスト)をレポートや論文の最後に記載しなければいけません。

参考文献はなぜ必要なのか？

1. もう一度内容を確認したいときに、確実にアクセスできるようにするため。
2. ほかにの人とも正確に情報が共有できるようにする。(同じテーマで研究している人の役に立つ。)
3. 著作権を守る。(研究成果を出した過去の研究者に敬意を示す。)

参考文献に必要な情報

1.→9.の順番で書きます。実践する際には、別紙シート(補足資料 3)を活用してください。

1. Author 著者名.
2. Title of source タイトル.
3. Title of container 資料の入れ物のタイトル(雑誌・新聞名など),
4. Other contributors その他の制作に関わった人々(編集者・監督など),
5. Version バージョン・版, (第〇版・改訂版など)
6. Number 巻・号,
7. Publisher 発行元(出版社),
8. Publication date 発行年月日,
9. Location 具体的な場所(本のページ・ウェブサイトのアドレスなど).

参考文献の種類と記載する順番

①図書→②雑誌→③新聞→④論文→⑤オンラインデータベース→⑥ウェブサイト(ホームページ)
日本語文献の場合、メディアごとに著者の 50 音順に並べる。洋書の場合はアルファベット順。

ジャンル別記載例

◇ 本

著者名.『書名』. 出版社, 出版年.

例) 伊藤賀一.『ゼツタイわかる中学地理』. KADOKAWA, 2019 年.

◇ 雑誌

著者名.「記事タイトル」.『雑誌名』, 巻・号, 出版社, 掲載ページ.

※執筆者の名前が不明の場合は、記事タイトルから書く。

例) 有田正規.「学術出版とは何か」.『科学』, 第 90 巻, 第 6 号, 岩波書店, pp-477-480.

◇ 新聞

記者名.「記事タイトル」.『新聞名』, 記事日付 朝夕刊, 掲載ページ.

例) 伊藤喜之.「(気候危機)コロナ禍でも、私たちは動く」.『朝日新聞』, 2020 年 4 月 20 日夕刊, p.1.

◇ 論文

著者名.「論文タイトル」.『雑誌名』, 巻, 号, 発行年月日, 掲載ページ.

例) 早坂洋史.「世界の潮 続発する世界規模の森林火災は何を意味するのか?」.『世界』, 932 号, 2020 年 5 月, pp.15-18.

◇ オンラインデータベース

著者名.「記事名」.『データベース名』, 発行年月日, URL. アクセス日.

※URL の https:// は書かなくてよい。

例) 小川詩織.「はやぶさ2、地球向け最後の加速」.『朝日けんさくくん』, 2020 年 5 月 21 日朝刊, school.asahi.com. 2020 年 5 月 28 日.

◇ ウェブサイト(ホームページ)

作成者.「ページタイトル」.『トップページタイトル』, URL. アクセス日.

※URL の https:// は書かなくてよい。

例) 総務省統計ダッシュボード.「グラフ検索結果:岡山県」.『統計ダッシュボード』, dashboard.estat.go.jp/graphSearch/graphSearchResult?selectedPrefectureCd=33000. 2020 年 5 月 28 日.

引用の方法

引用(いんよう)とは

自分のレポートに、他の人の考えや言葉を引っ張ってきて使うことを「引用」といい、自分の意見や主張と区別します。不正行為を防ぐためにも、引用の使い方をマスターしてください。

引用で気をつける事

- ・引用箇所と自分で作成したものがわかるように「区別」する。
- ・どこから引用したのか、出典を明らかにする。

引用の種類

- ・直接引用→文章をそのまま引用する。
- ・間接引用→元の文章を直接使わず、要約して引用する。

◇直接引用

(1) 引用部分が短い場合

- ・引用の後に著者名（苗字）と引用ページを記入する。
- ・引用したい部分をそのまま抜き出し、自分の文章と区別するために「 」
（英文の場合は“ ”）で囲む。

自分の文章「引用文章」(著者の名字 引用ページ)自分の文章。

→著者の名字と引用ページの間は半角スペースをあける。

例) さらに、「解剖には、専門用語が多い。筋肉の名前だけでも、400 語以上にもなるそうだ。」(郡司 74)
と書かれているように～

(2) 引用部分が長い場合

- ・前後を一行ずつ開けて、引用文全体は2文字分下げる。
- ・引用分の途中を省略する時は、[略]と書く。
- ・短い引用の時のような「」は不要。

自分の文章(ここで著者と作品名を掲載しても良い)

(1行あける)

□□引用文章 文章が長い場合であまり重要でない、途中で[略]を入れる。

□□ ※先に著者名を掲載した場合は、掲載ページのみで良い。

(1行あける)

自分の文章

例)

郡司芽久は『キリン解剖記』で次のように述べている。

おそらく、過去にキリンの解剖をした研究者は、みな同じような壁にぶつかってきたはずだ。[略]
これは多分、解剖していた個体がこの部分で切断されてしまっていたからだろうとおもう。(117)

これは～ということではないかと考えられる。

◇図や表の引用

図、表には通し番号をつけ、元のタイトルを記入し、出典(どこの資料・サイトからとってきたか)を書く。図と表は混ぜず、別に引用した順に記入する。

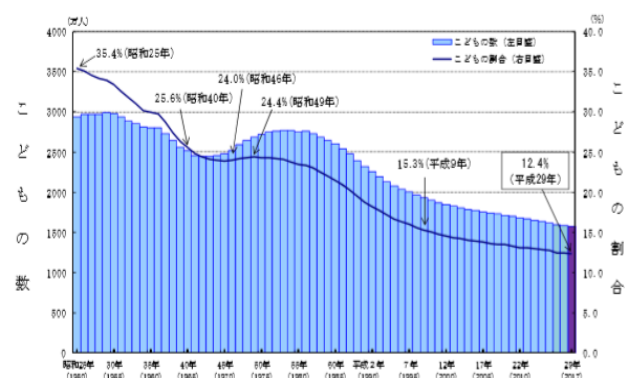


図1 こどもの数および割合の推移

出典:総務省統計局ホームページ

www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/pdf/topics101.pdf

3. 評価方針

Assessment Policy

Contents

- 3.1 Philosophy of Assessment 基本方針
- 3.2 Purpose of Assessment 評価の目的
- 3.3 Formative Assessment 形成的評価
- 3.4 Summative Assessment 総括的評価
- 3.5 Assessment Procedures 評価の手順（評価課題の設定・宿題・成績通知）
- 3.6 MYP Assessment MYP における評価
- 3.7 MYP Assessment and Its Conversion to JPN OLA MYP における成績換算
- 3.8 DP Assessment DP における評価
- 3.9 DP End-of-term Examination and Its Conversion to JPN OLA
DP における定期考査及び成績換算
- 3.10 Grade Management 成績管理
- 3.11 Academic Honesty 学問的誠実性
- 3.12 Review of the Policy 方針の見直し
- 3.13 References 参考資料
- Appendix 補足資料 IB Diploma Requirement IB ディプロマ資格の取得要件

3.1 Philosophy of Assessment 基本方針

朝日塾中等教育学校（以下、本校）では、「指導」と「学習」が「IB の学習者像」に示されている人物像の具体化を目指すものであると捉え、その実現には効果的かつ意味のある評価を必要とします。評価は「指導」と「学習」から切り離すことのできないものであり、評価の本質をしっかりと捉えることが、本校における「指導」と「学習」を継続していく上で大切だと考えています。評価の一つ目の本質は、生徒に学習する過程を振り返る機会を与え、各科目をより深く理解するように促すことです。もう一つの本質は、教師自身も評価を通じて、授業内容や指導方法を振り返り、それらの向上を図ることです。評価は、単に成績順位をつけることなく、生徒が前向きに学習に取り組み、より良い学習成果を出せるように促すものでなければいけません。本校の教師は、一貫して公平な評価をしていくために、生徒や保護者に対しても、評価目的、評価規準および評価方法を、明確に示さなければいけません。

3.2 Purpose of Assessment 評価の目的

評価の目的は、生徒が学習に対して前向きに取り組む姿勢を奨励し、批判的・創造的思考スキルの発達を促すことで、多様な能力を身につけることであります。また、教師は学習プロセスで、定期的にフィードバックを生徒に行うことで学習を支援し、教師間で指導プロセスを報告する会議を設け、改善していくことを努めます。

評価は「指導」と「学習」を総合的かつ継続的に実施するための重要な要素です。評価を通して主体的な学習態度を育むことで、生徒は科目間のつながりへの理解を深めることができます。また、実社会の文脈に基づいた探究を行うことで、各科目の内容のより深い理解を促すことができます。さらに多様な文化的・言語的状況での評価を可能にすることで、「国際的な視野」をもつ生徒を育成することができます。

IB では、集団規準に準拠した「相対評価」ではなく、評価規準に準拠した「絶対評価」を重視します。絶対評価では、生徒の学習成果物を、他の生徒の学習成果物との比較ではなく、到達度と関連させて評価します。本校では、「形成的評価」と「総括的評価」を、MYP・DP のそれぞれの学習段階で明確に使い分けていきます。また、MYP・DP それぞれのプログラムを開始する前に、生徒及び保護者に対して、評価方法について、説明する機会を設けます。

3.3 Formative Assessment 形成的評価

形成的評価とは、生徒が現段階でどの程度の目標達成ができているかを示すものです。形成的評価を通じて、生徒は自分自身の理解度や ATL スキルの定着度を知り、学習活動の調整や効率的な振り返りを行うことができます。形成的評価とは、教師が生徒の学習を改善するために利用するツールまたはプロセスであり、単なる「学習の評価」というよりも寧ろ「その後の学習を促すための評価」の意味合いを持っています。

形成的評価の具体例としては、レポート、エッセイ、プレゼンテーション発表、実験評価、プロセスジャーナル、ポスター等が挙げられます。

3.4 Summative Assessment 総括的評価

総括的評価とは、各ユニット（単元）の生徒の最終的な到達度を確認するためのものです。学習の成果を総合的に把握するために実施しますが、総括的評価は、長い学習指導期間の中に位置づけられ、次の段階の学習指導を促すことで、形成的評価の側面を持っているとも言えます。

総括的評価の具体例としては、筆記試験、実技試験、創作作品、レポート、ポスター等が挙げられます。

3.5 Assessment Procedures 評価の手順（評価課題の設定・宿題・成績通知）

評価は、学年毎・教科毎に異なる評価規準に照らし合わせ、規定の目標に対しての到達度を測る形で行われます。最も高い到達度を目指す機会を生徒に与えるために、教師はあらゆる評価方法を用いて、厳密に課題を作成しなくてはなりません。また、教師による評価とフィードバックを的確に実施するために、生徒は提出期限までに評価課題を完成させ提出しなくてはなりません。未提出または提出期日を過ぎた場合、教師は該当生徒に対して、個人面談等で評価課題を完成させるように促します。

また、教育上特別な配慮を必要とする場合には、「教育相談委員会」による協議を経て、最善の対応を検討した結果を生徒及び保護者に伝えます。（具体的な対応方法等については、第 5 章「インクルーシブ教育方針」に記載しています。）

本校では、次に示す手順で評価を行います。

A. 1 年間の評価スケジュールは年度当初に決定します。

教師は、評価スケジュールを決定するため、その授業の到達目標を慎重に検討します。まず、各観点を評価するための総括的評価課題を検討し決定します。その際、生徒が、知識やスキルをどの程度身につけることができたかを評価する上で、総括的評価課題が説得力のある証拠となるように工夫します。総括的評価課題を決定した後、生徒が総括的評価に向けて前向きに取り組めるように形成的評価を計画します。

B. 総括的評価課題は、課題別ルーブリックで示します。

教師は、総括的評価課題を生徒に課す場合、課題別ルーブリックを生徒に明確に示さなければいけません。なぜなら、生徒がスムーズに課題を完成するためには、どのような行動が必要なのかを知る必要があるからです。また、課題別ルーブリックを課すことで生徒は課題を自己評価する機会として活用できます。このように、生徒が自己評価を通して、振り返りスキルをもつことで、将来、「生涯学習者」へ成長していくことができます。

C. 計画的に課題をこなすことが重要となります。

課題は学習と達成を高めるために設計されています。生徒は放課後や帰宅・帰寮後、それぞれの科目の課題に取り組む時間を過ごすことが非常に大切になります。課題に費やす時間は、学期ごとの各教科で求められる学習内容と課題の性質によって異なります。

D. 成績通知を定期的に実施します。

本校では、成績通知を各学期末（年 3 回）実施します。1・2 学期は、7 段階評価が記載された成績通知表を生徒及び保護者に渡します。学年末（3 学期末）に、1 年間を総括した 7 段階評価と文科省の学習指導要領に基づいた 5 段階評定が記載された成績通知表を生徒及び保護者に渡します。（具体的な成績換算方法等については、3.7、3.9 に記載しています。）

3.6 MYP Assessment MYP における評価

A. MYP 各学年における評価規準とガイダンス

MYP に関して、MYP3・MYP5 の評価規準は、MYP 各教科の「指導の手引き」の規定に準ずる形とします。MYP2・MYP4 の生徒には、次年度の取り組みにスムーズに対応できるよう、原則として、MYP3・MYP5 の目標と評価規準を前年次に導入します。なお、MYP2 に関しては、生徒が IB 教育に触れる最初の学年になるため、MYP1 の評価規準を ~~9 月末まで~~導入することを認めています。

各学年の授業がスタートする時点で、それぞれの授業においてガイダンスを実施し、生徒に評価規準と目標を周知し、保護者に配付する資料にも記載します。これらの資料を必要とする関係者も、請求手続きをすれば、閲覧することができます。

B. MYP におけるモデレーション（評価の標準化）

モデレーションの目的は、規準 A～D の評価結果の全てが「評価規準」のすべての要素を含めて、行われていることを確実にすることです。つまり、評価する者が誰であれ、生徒の学習成果物に対する評価結果が同じものになるということです。

本校では、評価結果が一貫したものになるよう、まず定期的に行われる教科会議の中で各学年担当教師が作成したユニットプランナー、ルーブリックの内容について、意見交換を行います。そして総括的評価の際には、教科会議で各学年担当教師を中心とし、生徒の成果物に対する評価についてルーブリックを確認しながら、共通の理解を形成し、判断の信頼性を高めることで最終的な評価結果の標準化を図ります。

また、MYP5 で行われるパーソナルプロジェクトについては、定期的に指導教員連絡会を開き、アドバイス内容などの具体的な事例について意見交換を行います。そしてコーディネーターと指導教員に配付している「Teacher's Guide」に、評価規準（Criteria）ごとの到達レベルに対する具体的な説明を加え、指導教員の共通理解を図っています。また、ATL スキルに関しては、より具体的な指標を設け、段階的に到達レベルをみることができます。指導教員は生徒一人ひとりの規準 A～D の評価の振り返りを行った後、指導教員間で小グループに分かれての最終的な評価結果の標準化を図ります。

3.7 MYP Assessment and Its Conversion to JPN OLA MYP における成績換算

MYP では、以下の手順で評価及び成績換算を行っていきます。

- (1) MYP の評価規準 ABCD と、学習指導要領の評価の各観点を部分的に相関します。
- (2) 原則、各評価規準の観点（ストランド）を、年度に最低 2 回使用します。
- (3) 各評価規準の到達度（各教科の観点は 1～8 段階、最高値 8 点）は、単元テストや考査、成果物（レポートや作品、観察記録）、プレゼンテーションなど様々な課題を評価対象とし、年間の平均ではなく最終到達度で評価します。（「ベストフィット」のアプローチ）
- (4) MYP の評価は、総合値（8 点×4 観点＝32、最高値 32 点）によって決定し、7 段階評価（1～7、7 が最も高い成績評価）に換算します。
- (5) 最終的に、学年末に、下記の換算表に基づき 5 段階評価に換算し、日本の学習指導要領に基づく評価との整合性を図ります。

《MYP 成績換算表》 ※OLA : Overall Level of Achievement

規準 A～D 合計 Criterion Total	1～5	6～9	10～14	15～18	19～23	24～27	28～32
MYP OLA (7 段階)	1	2	3	4	5	6	7
JPN OLA (5 段階)	1	2	3	4		5	

3.8 DP における評価

A. DP 科目担当教師が評価の際に意識すべきこと

DP の教師は、IB の正規評価がどのように実施されるかを理解する必要があります。IB の正規評価とは、「最終的に IB 資格の取得に直接関係する評価」と定義することができます。正規評価の大部分は IB による外部評価で、最終試験およびコース期間中に完了して外部試験官に提出された課題で構成されます。また正規評価には一部内部で行われる評価もあり、教師が採点した後、外部の担当者によりモデレーション（評価の適正化）が実施されます。正規評価に関連する原則、実践および留意点は、国際バカロレア機構（2025）『DP における評価の手順』に記載されています。

DP での評価では、カリキュラムの目標を支え、生徒の適切な学習を奨励することを唯一かつ最も重要なねらいとしています。これは強調されるべき重要な事項です。生徒の到達度を、コースのねらいと目標に基づく公表された規準にあてはめて測ります。生徒は評価では何が期待されるのか、そして、どのような規準で評価が行われるのかを、コースの初期段階で説明し、授業および課題で示します。正規評価の要件を通じて、総括的評価がどのように実施されるか、また、コース修了時にどのように評価されるかを明確にします。

教師は、形成的評価の内容をデザインし、それがどのような構成でどのように実施されるかを明らかにする責任があります。形成的評価は、何をもって優秀であるとされるか、生徒の学習成果物がその観点でみた場合にどこに位置しているかを生徒が理解するための手助けとなります。形成的評価は、生徒の長所および限界についての詳細なフィードバックを提供するため、教師にとっても重要です。生徒が自分自身のパフォーマンスに対して正しく判断し、改善策を策定する手助けをすることに重点を置くようにします。これは「学び方を学ぶ」ための鍵となる要素です。形成的評価は、評価を学習のプロセスに欠かせない要素として位置づけます。そのため、以下を含む多数の実践や手法を用います。

- ・教師の支援の下に行う生徒の自己評価
- ・詳細な評価規準説明（評価指針を示すルーブリックやマトリックス）の体系的利用
- ・教師の指導の下に行う生徒同士による「生徒間評価活動」（対面式、またはブログなどの情報コミュニケーション技術を用いた形態）

また、コース修了時の正規評価のためにデザインされた評価の手法も、学習のプロセスの一環として適用し、形成的に用いるようにします。

B. DP 評価プロセスへの関与

内部評価と予測スコアのための事務的な手順は、採点の妥当性と信頼性を確かにするためのものです。教師は、内部評価と予測スコアの両方について密接に関わっているため、これらの手順について必ず認識していなければなりません。生徒の評価と成績付与に教師が関与することは、DP の評価プロセスの重要な部分です。

教師は、3 つの方法でこのプロセスに関与します。

- ① 特定科目の特定レベルで生徒が完成させた学習成果物について、内部評価の採点結果を提出します。

②特定科目、特定レベルの試験セッションで各生徒が達成するであろうと予想されるスコアを予測します。予測スコアは『ディプロマプログラム（DP）成績評価の説明』に記載されている評価規準に基づいたものです。

③内部評価用に提出された生徒の学習成果物には教師がコメントを書き添え、採点がどのように配分されたかを説明することが奨励されています。これらのコメントが、その学習成果物の評価の適正化を行うモデレーターにとって非常に有益な情報となるためです。

採点結果と予測スコアに加え、DP コーディネーターは、教師が内部評価した学習成果物のサンプルをモデレーション（評価の適正化）のために提出します。

C. 内部評価の採点結果と予測スコアの提出

各科目および各レベルで内部評価にあたる教師は、生徒の学習成果物が当該科目、当該レベルの要件を満たしていることを確認しなければなりません。これらの要件の詳細は、当該科目の『指導の手引き』（プログラムリソースセンター〔PRC〕にて入手可能）に記載されています。教師は、個別の科目およびレベルに対応したIBの評価規準を用いて生徒の学習成果物を評価しなければなりません。教師の採点は必ず指定された最低点と最高点の間でなければなりません。分数や小数を用いず、また見積もりによる点数であってはなりません。教師の評価は、必ず生徒が実際に完成させた学習成果物に基づいて行います。生徒は、科目およびレベルごとの登録言語で、内部評価のすべての学習成果物を完成させなければなりません。学習成果物や参加の状況が不完全であっても、教師は採点を行わなければなりません。生徒が学習成果物を提出しなかった場合は、IBインフォメーションシステム（IBIS）の採点欄に「F」を入力します。その場合、当該科目の当該レベルには成績が付与されません。

IBは、いずれの科目の内部評価においても、モデレーションや品質保証のために追加サンプルの提出や生徒全員の学習成果物の提出を要請することがあります。成績交付前のいかなる時点でもこの要請が行われる可能性があります。DPコーディネーターは、生徒全員の学習成果物とそれに関連する資料をIBが利用できるよう、それらを試験セッション終了まで保管しておくなければなりません。

D. 予測スコア（PG : Predicted Grade）

予測スコアとは、当該科目でその生徒が達成するであろうと教師が予想する成績を指します。予測スコアは以下に基づいていなければなりません。

- ・ 生徒の学習成果物の全てのエビデンス（証拠）
- ・ IB の規準に関する教師の知識

予測スコアは全科目、および「知の理論」（TOK : theory of knowledge）と「課題論文」（EE : extended essay）について必要です。予測スコアはできる限り正確につけ、高すぎたり低すぎたりしないようにすることが重要です。

予測スコアは、IB 委員会において個別の生徒の状況を把握する目的で使用されます。最終的に付与される成績と予測スコアを比較することによって、成績の妥当性が確認されます。予測スコアと成績の間に大きな開きがあった場合は、さらなる検討が行われる場合があります。1 つまたは複数の評価要素の評価が不完全であった生徒をはじめ、特別な状況によって影響を受けた

生徒については、予測スコアは使用されません。

教師による予測スコアは以下の段階評価でなければなりません。

- ・各科目について付与される成績は 1～7 の段階評価（7 が最高点）です。
- ・TOK と EE については A から E の段階評価（A が最高点）です。
- ・「言語 A：文学」（SL）の「学校のサポートの下で行われる自己学習コース（self-taught コース）」には、「予測スコア」は求められません。

E. DP におけるモデレーション

モデレーションの目的は、内部評価の採点の全てが同様の規準で行われていることを確実にすることです。つまり、採点者が誰であれ、生徒の学習成果物の採点結果が同じものになるということです。本校では、採点結果が互いに一貫したものになるよう、全ての科目担当教師は採点結果を標準化する必要があります。その後、IB がこれを適用するため、全ての学校の採点結果が互いに一貫性のあるものとなります。

モデレーションは、校内で実施するものと、外部試験官によるものの 2 つがあります。「校内におけるモデレーション」は、校内の担当教師及び DP コーディネーターが生徒一人ひとりの内部評価の振り返りを行い、校内における採点結果の標準化を図るものです。一方、「外部試験官によるモデレーション」は、本校の教師が採点したコースワークのサンプルを外部試験官が見直し、当該採点結果が正しいものであるか、厳しすぎないか、または甘すぎないか否かを確認するものです。教師の採点結果が厳しすぎる、または甘すぎる場合、モデレーション係数が決定され、当該校による特定の評価要素の採点すべてに適用されるため、学校は学校間の内部評価の（国際的）規準の一貫性に確信を得ることができます。

3.9 DP End-of-term Examination and Its Conversion to JPN OLA

DP における定期考査と成績換算

DP では、以下の手順で定期考査及び成績換算を行っていきます。

- (1) 本校では定期考査を実施する機会を 2 年間で 3 回設定します。具体的には、Year1 の 7 月（高等部 2 年 1 学期末）、Year2 の 3 月（高等部 2 年 3 学期末）、Year2 の 5 月（Pre Mock）です。
- (2) この 3 回の評価では、IB の過去問を活用して、模擬試験として、Year2 の 11 月に実施される「最終試験」と同じような形で試験を実施します。（なお、Year1 の 7 月の試験は、授業進度等を考慮し、科目担当教師が出題内容や出題形式に変更を加えることを認めます。）
- (3) 採点に関しては、科目担当教師が行います。この際、各教科のカリキュラムに従い、項目ごとの評価の割合（試験問題 1、2、内部評価等）を考慮した上で、前年度のサブジェクトリポートのバウンダリーを元に 7 段階評価を付けていきます。
- (4) 上記 3 回の定期考査のうち、Year2 の 7 月（高等部 3 年 1 学期末）に算出した 7 段階評価を予測スコア（PG）として提出します。
- (5) 上記 3 回の定期考査、授業における課題の状況、授業に取り組む姿勢等を考慮し、日本の学習指導要領に基づく 5 段階評価に換算します。

3.10 Grade Management 成績管理

全生徒の最終評価は、文部科学省の方針に基づき本校教務部の管理・運営のもと、校内 PC サーバー内の成績管理システム及び生徒情報管理システムに保存されます。本校では、生徒が学習意欲を高めるよう教師が指導にあたるため、定期的に評価の質を見直す機会として教科会議を行います。その際には、MYP・DP の単元設計を活用します。評価が「指導」と「学習」を計画実行の際の重要な部分であると位置づけることで、様々な学問的分野に連動した学習を全校での実施可能を目指します。

また、定期的に、教科における MYP・DP の授業実施計画や成績評価方法を共有すること、評価規準や到達度を標準化すること等に関する IB 教科会議を行います。MYP・DP の目標に対する生徒の到達度を定期的に報告する場として、IB 教科担当者による全体会議も行います。定期的に行う会議等を通して、教師間の共通した目標設定・成績評価規準等の理解を深めることで、継続性あるいは連続性をもつ一貫した評価を行います。

3.11 Academic Integrity 学問的誠実性

本校の学問的誠実性方針は、第 2 章に記載されています。評価課題や筆記試験における不正行為は、該当課題や試験における評価を受ける資格を失ってしまうだけでなく、「NA」評価が付く可能性があります。「NA」とは「評価できない」ことを意味しており、評価が著しく下がってしまう可能性があります。情報、デバイス、その他の物品を不正に使用することは全ての評価課題において厳禁であり、不正調査の対象となることがあります。万が一、不正行為が発覚した場合、国際バカロレア機構（2023）『学問的誠実性の方針』等の規則に基づき、厳正に対応します。

3.12 Review of the Policy 方針の見直し

この評価方針は、MYP・DP コーディネーターと管理職が原案を作成し、IB 委員会での審議を経て、職員会議で教職員に周知しました。今後も、年 1 回、MYP・DP コーディネーターと管理職により見直しを行い、必要に応じて修正していきます。修正案は、IB 委員会での審議を経て、年度末となる 3 月の職員会議で教職員に周知し、4 月から新しい方針に基づき教育活動を展開します。

3.13 References 参考資料

国際バカロレア機構. 『DP における評価の手順』. 国際バカロレア機構, 2025.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: Assessment procedures*. International Baccalaureate Organization, 2025.

国際バカロレア機構. 『DP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2020.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2020.

国際バカロレア機構. 『MYP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *The Middle Year Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2023.

国際バカロレア機構. 『学問的誠実性の方針』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *Academic Integrity*. International Baccalaureate Organization, 2023.

【補足資料】

IB Diploma Requirement IB ディプロマ資格の取得要件

A) 教科選択及び各教科の配点等

(表 1) 教科一覧

グループ名		科目
1	言語と文学（母国語）	日本語 A：言語と文学（HL・SL）
2	言語習得（外国語）	英語 B（HL・SL）
3	個人と社会	歴史（HL）、地理（SL）
4	理科	生物（HL・SL）、化学（HL）
5	数学	数学：応用と解釈（HL・SL）
6	芸術	本校では開講しません。

生徒は、表 1 の 6 グループから、大学で専攻したいと考える科目や得意な科目を上級レベル(HL: Higher Level)として通常 3 科目（最大で 4 科目）選び、それ以外の 3 科目（あるいは 2 科目）を標準レベル (SL: Standard Level) として履修します。HL は、2 年間で 1 科目/240 時間以上、SL は、1 科目/150 時間以上の履修時間が必要となります。さらに、IBDP 資格の取得のためには、3 要件も満たす必要があります。(表 2 参照)。

(表 2) Core 科目に関する要件

要件 1 Extended Essay (課題論文)	履修科目に関連した研究課題を生徒自らが決め、担当教師の指導の下に研究調査を行い、その研究成果を英文 4,000 語（日本語 8,000 字）以内の学術論文にまとめる。
要件 2 Theory of Knowledge (TOK: 知の理論)	「知識の本質」について考え、「知識に関する主張」を分析し、知識の構築に関する問いを探究する。最低 100 時間の学習、TOK エッセイの提出と TOK 展示の実施が必要となる。 知識を吸収するだけでなく、学術的な観点から個々の学問分野の知識体系を吟味し、批判的思考力を養うことを重視している。

要件 3 CAS (創造性・活動・社会奉仕)	芸術・音楽・演劇などの創造的活動、スポーツなどの活動、社会奉仕活動に従事する。2 年間で合計 150 時間以上の活動が必要となる。
------------------------------	---

DP の教科の評価は、7 段階に分かれており、4 点以上を合格としています。(表 3 参照)

IB ディプロマ資格が与えられるのは、原則として 6 科目の合計で 24 点以上を得た場合のみです。ただし、学科試験で合計 24 点を獲得しても、3 要件を満たしていない場合には、資格を取得できません。最高点は、6 科目すべて最高点を取った場合の 42 点 (6 科目×7 点) と「課題論文」と「知の理論」の両方 (表 4 参照) で優秀な成績を収めた生徒に対して授与される 3 点の合計で、45 点になります。

(表 3) IBDP 最終試験における 7 段階評価

合格点 (最高点)	7	Excellent
合格点	6	Very Good
合格点	5	Good
合格点	4	Satisfactory
不合格	3	Mediocre
不合格	2	Poor
不合格 (最低点)	1	Very Poor

※SL の場合、どの点数でも合格点になります。

(表 4) 「知の理論」と「課題論文」のスコア換算表

		知の理論 (TOK)					
		評価 A	評価 B	評価 C	評価 D	評価 E	評価なし N
課題 論文 (EE)	評価 A	3	3	2	2	不合格	不合格
	評価 B	3	2	2	1	不合格	不合格
	評価 C	2	2	1	0	不合格	不合格
	評価 D	2	1	0	0	不合格	不合格
	評価 E	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格
	評価なし N	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格	不合格

※「課題論文」「知の理論」の評価規準に関しては、別紙にて生徒に伝えます。

B) IB ディプロマ資格の授与条件

- a. 「CAS」の要件を満たした。
- b. 合計点が 24 点以上に達した。
- c. 「知の理論」、「課題論文」、または対象科目のいずれにも「N」の評価がなかった。
- d. 「知の理論」と「課題論文」のいずれにも「E」の評価がなかった。
- e. 「1」の成績を受けた科目（HL または SL）がなかった。
- f. 「2」の成績を受けた科目（HL または SL）が 2 科目以内だった。
- g. 「3」以下の成績を受けた科目（HL または SL）が 3 科目以内だった。
- h. HL 科目で合計 12 点以上に達した（HL を 4 科目登録した志願者の場合は、最も高かった 3 科目の評点を合計する）。
- i. SL 科目で合計 9 点以上に達した（SL を 2 科目登録した志願者の場合は、SL 科目で合計 5 点以上に達しなければならない）。
- j. 資格授与委員会から学問的不正行為の処分を受けなかった。

4. 言語方針

Language Policy

Contents

- 4.1 Philosophy of Language Policy 基本方針
- 4.2 Students 生徒の状況
- 4.3 Language Policy in the MYP MYPにおける言語方針
- 4.4 Language Policy in the DP DPにおける言語方針
- 4.5 The Policy on Language Diversity 言語の多様性に関する方針
- 4.6 Language Assistance in English 英語に関する言語支援
- 4.7 Language Assistance in Japanese 日本語に関する言語支援
- 4.8 Language Assistance in Their Mother Tongue 母国語に関する言語支援
- 4.9 Language Profile and Language Development Plan 言語プロフィールと言語支援計画
- 4.10 Media Center メディアセンター
- 4.11 Review of the Policy 方針の見直し
- 4.12 References 参考資料

4.1 Philosophy of Language Policy 基本方針

朝日塾中等教育学校（以下、本校）では、「個性を伸ばすハイレベルの教育」の教育理念のもと、様々な言語的背景を持つ生徒が自分の目標に必要な学習を行えるよう、生徒が複数の言語を学び、獲得できる環境を提供しています。

国際バカロレア機構(2014).『IB プログラムにおける「言語」と「学習」』でも、複数の言語を学ぶことの重要性が以下のように述べられています。

IB プログラムを実りあるものにするためには、すべての学習者の言語とマルチリテラシーを豊かに育むことが欠かせません。多様な文化のものの見方を奨励する国際教育の考えに照らせば、複数の言語でさまざまな伝達様式を用いてコミュニケーションする能力は不可欠です。このため、国際バカロレア機構(2022).『プログラムの基準と実践要綱』で、複数の言語でのコミュニケーションが必要条件として組み込まれているほか、「IB の学習者像」でも人物像の一つとして掲げられています。

本校では、まず、日本語と英語のバランスの取れた運用能力の育成に努めたいと考えています。さらに、本校は様々な国から留学生や帰国生を受け入れています。日本語と母国語を使いこなせなければ、十分に学習や思考を進めることができないので、彼らの母国語の運用能力の維持にも配慮していきます。本校では全ての教師が生徒の言語習得に対して責任のある「言語教師」であると認識し、授業だけでなく、様々な活動を通じて、生徒の言語運用能力、コミュニケーション能力を高めるよう努力していきます。

4.2 Students 生徒の状況

現在、本校には日本語を母国語とする生徒に加え、英語、中国語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、韓国語を母国語とする生徒が在籍しています。日本語以外の言語と母国語とする留学生・帰国生の割合は、全校生徒の約35%です。

4.3 Language Policy in the MYP MYPにおける言語方針

MYPにおける言語に関する授業は2種類あります。1つは「言語と文学(日本語)」で、MYP2～4では週5回、MYP5では週4回の授業(1回45分)が設定されています。もう1つは、「言語習得(英語)」で、週6回の授業が設定されています。本校では生徒のレベル差が大きいため、言語習得は生徒の英語の学習レベルに応じてPhase1からPhase4の4つのPhaseに分かれており、言語運用能力の育成だけでなく概念理解にも焦点を当てた授業が行われています。生徒は年度末に英語外部検定試験を受検し、その結果を参考にして適切なフェーズに割り当てられます。年度途中でも生徒の能力を考慮し、適切であると判断された場合、生徒との面談を通し、教科会議を経て異なるフェーズに移ることもできます。上のフェーズの授業が無い場合は、新たに開講することも検討します。

4.4 Language Policy in the DP DPにおける言語方針

グループ1(言語と文学・日本語)では、「言語A:言語と文学」のHLとSLを実施します。グループ2(言語習得・英語)では、「言語B」のHLとSLを実施します。日本人生徒、留学生の区別なく、HLとSLを選択します。DPにおける科目の選択は、生徒の将来を左右する重要事項なので、DP受講を希望する生徒・保護者には、コーディネーターによるガイダンスをしっかり行い、他の科目選択と合わせる形で、言語レベルの選択を行ってもらうようにします。

なお、今後の留学生の編入学状況、日本語学習状況によっては、「言語 ab initio (初級言語)」の開設も検討していきます。また、グループ1において母国語での self-taught プログラムを強く希望する留学生がいた場合、開講しているグループ1(言語と文学・日本語)を選択した上で、グループ2(言語習得・英語)に代わるものとしてグループ1(文学・母国語)での self-taught プログラムの選択も視野に検討します。

4.5 The Policy on Language Diversity 言語の多様性に関する方針

本校にはさまざまな言語背景を持つ生徒だけでなく教職員が多く在籍しています。言語の多様性が広くみられる現状を踏まえ、生徒への重要な連絡事項を複数言語で用意したり、教職員向けの会議資料に英語訳をつけたりとといった配慮をすることで、インクルーシブな言語使用を進めていきます。また、さまざまな言語背景を持つ生徒が自らの母語をその他の生徒に教える機会などを設けることで、言語の多様性を「リソース」として活かす機会を検討していきます。

4.6 Language Assistance in English 英語に関する言語支援

日本人生徒に対しては、英語に関する支援が必要となる場合があります。中等部では、英語の授業を、週 6 回実施しています。また、中等部 1 年 (MYP2) から All English 授業 (英語のみで進行する授業) を実施し、言語支援を継続的に行っています。英語を公用語としている外国人教師 (アメリカ人・オーストラリア人・フィリピン人・ネパール人) がおり、日本人教員でも CEFR「C1」レベルの職員が数名います。英語が得意な日本人生徒は、外国人教師との会話を通じて、学力をより一層高めることが出来ますし、逆に、英語が苦手な生徒に対しては、日本語を交えた指導を通じて、出来る限り、英語力が向上するように努力しています。本校では、授業中の活動も含め、以下のような支援を引き続き実施していく予定です。

- ・ 外部検定試験 (英検、GTEC、TOEFL、TOEIC、IELTS 等) に向けた補習や個人指導
- ・ 校外で実施される英語スピーチコンテストへの参加促進と参加者へのフォロー
- ・ DP 数学希望者に対する補習 (MYP5 の 9 月～11 月に定期的に実施)

4.7 Language Assistance in Japanese 日本語に関する言語支援

前述したように、本校は留学生を受け入れています。留学生の場合、英語が堪能な生徒が多いですが、日本語のサポートが必要です。本校への編入学時に、既に、日本語能力試験 (JLPT) 2 級 (N2) 以上のレベルを有している場合には、通常授業で日本人とともに授業を受けることで、より標準的な日本語を身に付けていくようになります。一方、日本語能力試験 (JLPT) 3 級 (N3) 以下のレベルの場合、日本語で行われる授業を理解することが難しくなってきます。こういった生徒に対しては、短期間、日本語を集中して学ぶ時間を設け、日本語教師による指導を受けることで、日本語運用能力を引き上げるようにしています。

また、留学生だけでなく、日本人の日本語運用能力を高めることも重要です。本校では、授業中の活動も含め、以下のような支援を引き続き実施していく予定です。

- ・ 外部検定試験 (漢検等) に向けた補習や個人指導
(本校では、中等部 (MYP2～4) の生徒に漢字検定の受検を積極的に奨励しています。)
- ・ 日本語能力試験 (JLPT) 及び日本留学試験 (EJU) 受検者に対する補習や個人指導
- ・ 校外で実施される日本語スピーチコンテストへの参加促進と参加者へのフォロー
- ・ NIE (Newspaper in Education)
(新聞を教材として活用し、日本語語彙力を向上させ要約する力を身に付けさせます。)

4.8 Language Assistance in Their Mother Tongue 母国語に関する言語支援

前述したように、留学生に対する日本語と英語の指導は、通常授業を通して十分な対応を取ることが出来ていますが、その一方で、留学生の母国語の発達を維持することも大切なことです。本校では、以下のような様々な対策を講じて、母国語の支援を行っていくことを考えています。

- ・母国語の蔵書を増やす。
- ・母国語を話せる教員とのカウンセリングを定期的に実施する。

(本校には、英語・中国語・韓国語に堪能な職員がいます。その他の言語に関しては、岡山国際交流センターの協力を得ることでカウンセリングを実施することが可能です。)

- ・生活の場における母国語使用を禁止しない。
- ・寮生活も母国語でサポートする。
- ・放課後活動の中で、母国語を使用した活動の導入を検討する。
- ・一部の通常授業の中で、母国語を活用した活動を検討する。

4.9 Language Profile and Language Development Plan

言語プロフィールと言語支援計画

学校は入学時と学年切替時に、留学生を含め、全ての家庭から言語プロフィールを収集し、家庭言語、言語能力、学術言語への対応状況、保護者の希望、家庭での支援可能性、通訳・翻訳の必要性などを把握します。言語コーディネーターは言語とリテラシーの発達に責任を持つ教科担当教員と協働して、全生徒に対して個別言語支援計画を必要に応じて作成し、保護者と共有・合意の上で全ての教科、学校生活において実施します。

各教科の実践としては、単元導入時に家庭言語や文化的事例を参照してスキュアフォーリングを行ったり、評価の言語的ハードルを下げるために指示を他言語で提示したり、語彙リストを事前に配布したりすることが挙げられます。

学校では、メディアセンターに多言語で書かれた書籍を保管し、そのような書籍を通して生徒は言語を発達させることが可能です。また、全生徒の学術言語である日本語と英語の言語発達を支援するために、学習アプリ **Monoxer** (モノグサ) の活用を促すだけでなく、日本語と英語の言語発達を追跡するために、言語アセスメントを定期的に実施します。その結果を言語指導の改善にも役立てます。

また、家庭でできる言語支援の方法を保護者に提供し、学校と家庭が連携して生徒の言語発達を支援していきます。例えば、生徒が1日の振り返りとして用いる「フォーサイト」や「imamirai」という手帳の意義を保護者に説明し、家庭でのコミュニケーションの一つとして生徒の振り返りの内容について保護者とも共有してもらうことで、生徒自身のメタ言語能力の向上に繋がります。また、家庭で学習アプリ **Monoxer** の活用を促す声かけをしてもらいます。

4.10 Media Center メディアセンター

本校は、メディアセンターを備えており、様々なリソースを提供することで、生徒の言語習得に貢献しています。メディアセンターには、フィクションとノンフィクションを問わず、様々な分野の日本語の書籍を保管しています。また、英語・中国語の書籍も、年々、蔵書数が増えており、今後も増やしていく予定です。これらの文献は、全てデータ管理がなされており、「OPAC」という検索システムを用いて、自分が読みたいと思う書籍を検索することが出来るようになっています。

メディアセンターには、紙媒体の書籍だけでなく、電子媒体の書籍も準備しています。iPad を設置し、いつでも電子書籍を閲覧することが出来る体制を整えています。また、岡山県立図書館と連携協定を結んでおり、資料の検索、貸出だけでなく、学校支援向けの資料を一括して直接搬送・返却のサービス（無料）も利用することができます。また、岡山県立図書館を通じて県外の資料の検索、取り寄せ、複写サービスを受ける事や、岡山県立図書館が契約しているデータベースを利用して、新聞・統計資料・文献などを検索・複写することが可能です。

4.11 Review of the Policy 方針の見直し

この言語方針は、他の方針とは異なり、「言語方針運営委員会」にて、方針の策定を進めました。「言語方針運営委員会」のメンバーは、管理職、DP・MYP コーディネーター、学校司書、英語科主任、日本語科主任です。方針の原案は、DP・MYP コーディネーターと管理職が作成し、「言語方針運営委員会」での審議を経て、職員会議で教職員に周知しました。今後も、年 1 回、DP・MYP コーディネーターと管理職により見直しを行い、必要に応じて修正していきます。修正案は、「言語方針運営委員会」での審議を経て、年度末となる 3 月の職員会議で教職員に周知し、4 月から新しい方針に基づき教育活動を展開します。

4.12 References 参考資料

国際バカロレア機構.『学内言語方針の策定ガイドライン』. 国際バカロレア機構, 2011.

International Baccalaureate Organization. *Guidelines for developing a school language policy*. International Baccalaureate Organization, 2008.

国際バカロレア機構.『IB プログラムにおける母語以外での学習』. 国際バカロレア機構, 2008.

International Baccalaureate Organization. *Learning in a language other than the mother tongue in IB programmes*. International Baccalaureate Organization, 2008.

国際バカロレア機構.『IB プログラムにおける「言語」と「学習」』. 国際バカロレア機構, 2014.

International Baccalaureate Organization. *Language and learning in IB programmes*.

International Baccalaureate Organization, 2012.

国際バカロレア機構. 『プログラムの基準と実践要綱』. 国際バカロレア機構, 2022.

International Baccalaureate Organization. *Programme standards and practices*.

International Baccalaureate Organization, 2012.

国際バカロレア機構. 『DP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2020.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2020.

国際バカロレア機構. 『MYP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *The Middle Year Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2023.

国際バカロレア機構. 『DPにおける評価の手順』. 国際バカロレア機構, 2025.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: Assessment procedures*. International Baccalaureate Organization, 2025.

5. インクルーシブ教育に関する方針

Inclusive Education Policy

Contents

5.1 Philosophy of Inclusive Education 基本方針

5.2 Rights and Responsibilities of All Members of the School Community

学校関係者の権利と責任

5.3 Students with Learning Support Requirement 学習支援（特別支援）を必要とする生徒

5.4 Support in the Entrance Examination 入学試験時の支援

5.5 Support after Enrollment 入学後の支援

5.6 Process of Inclusive Education インクルーシブ教育の流れ

5.7 Consideration for Students When Choosing Subjects and Participating in Class

生徒に対する科目選択時・授業中の配慮

5.8 Arrangements for DP Students in Examination (Without Authorization)

DP コース選択者への試験時の配慮（承認を必要としない配慮）

5.9 Arrangements for DP Students in Examination (With Authorization)

DP コース選択者への試験時の配慮（承認を必要とする配慮）

5.10 Deadline for Application for Inclusive Assessment Arrangements and Documents to be submitted for DP Students

DP コース選択者の受験上の配慮に関する申請時期と必要書類

5.11 Preventing Harassment ハラスメント防止

5.12 Review of the Policy 方針の見直し

5.13 References 参考資料

5.1 Philosophy of Inclusive Education 基本方針

本校は、生徒の特別支援のニーズに応えることが、本校における「指導」と「学習」の重要な側面であると考えます。従って、特別支援が必要な生徒も、本校の入学基準を満たせば、入学を認めます。特別支援が必要な生徒に対し最大限のサポートを行うため、本校では、管理職、IB（DP・MYP）コーディネーター、教務部長、生徒指導部長、養護教諭、該当学年主任等で構成する「教育相談委員会」を設置し、さらに委員会の中で特別支援教育コーディネーターを指名し、このコーディネーター主導で特別支援教育プログラムを実施します。教育相談委員会は、少なくとも、学期に一回、それ以外にも必要に応じて開催されます。また、本校では、スクールカウンセラーが期的に来校していますので、状況に応じて教育相談委員会への参加を求め、専門家の意見も取り入れるようにしています。全教職員の資質向上を目的とし、特別支援教育コーディネーターや養護教諭が中心となり、定期的に特別支援教育に関する校内研修会を実施しています。

5.2 Rights and Responsibilities of All Members of the School Community

学校関係者の権利と責任

A) 教職員

教育的判断に基づく指導や支援を実施する。専門職による研修や支援を受け、全ての生徒に対して、公平な教育機会の提供に努める。校内外の研修や日頃のコミュニケーションを通じて、ハラスメント問題について関心と理解を深め、自分自身の言動に注意を払う。インクルーシブ教育を進めるに当たり、教職員は、個別のニーズに応じた教授法の実施・記録・評価、保護者・専門職との連携を行われなければならない。なお、教職員の中で、特にインクルーシブ教育に携わる役職は以下の通りである。

・特別支援教育コーディネーター

クラス担任や授業担当者から、特別支援が必要な生徒に関する情報を集め、必要な教職員と共有する。養護教諭やカウンセラーと協力し、生徒や保護者との面談の機会を設ける。また、岡山県やその他関係団体が主催する研修会に参加し、特別支援教育に関する情報を収集する。教員と連携して学習や行動支援を実施し、教員への助言・共同指導、支援方法の調整を行わなければならない。

・養護教諭

普段生徒と接する中で特別支援の必要があると考えられる生徒がいた場合、特別支援教育コーディネーターに報告する。また、コーディネーターの指示によって生徒との面談を行ったり、医療機関、保護者、関係教職員（学年主任・クラス担任等）との連携を図ったりする。健康観察、服薬管理、健康教育の実施と記録、疾病や健康問題の早期発見と適切な対応を行わなければならない。

・スクールカウンセラー

生徒や、保護者、コーディネーターからの要望により、生徒や保護者との面談を行う。生徒の心理・社会的支援、家庭との連絡調整、機密保持と適切な報告、必要に応じて介入の実施を行わなければならない。

・IB（DP・MYP）コーディネーター

IBプログラムにおける配慮等、必要な情報を提供する。必要に応じて、カーディフのIBグローバルセンターに事前の許可申請を行う。安全で公平な学習環境の整備と資源配分、教員の研修・支援・業務調整を行わなければならない。

・教務部長

教務上、必要な情報を委員会に提供する。全ての生徒に対する教育機会の提供と公平な対応、個別のニーズに応じた教授法の実施・記録・評価、保護者・専門職との連携、必要な報告の実施体制を維持しなければならない。

・生徒指導部長

生徒指導上、必要な情報を委員会に提供する。教員と連携して学習や行動支援を実施・記録する。生徒の安全確保と尊厳を守るための体制を維持しなければならない。

B) 保護者

子どもの教育に関する情報を受け、他者へ意見を表明する。家庭での支援・連携、学校との情報共有、協力的関係を維持しなければならない。

5.3 Students with Learning Support Requirement

学習支援（特別支援）を必要とする生徒

すべてのカリキュラムおよび評価要件を満たすための素質をもち合わせているものの、学習や評価においてその潜在能力を最大限に発揮できるようにするためには、支援や配慮を必要とする生徒を指します。受験上の配慮が必要なすべての生徒が学習支援を必要とするわけではありません。

以下の理由が1つまたは複数ある生徒は、学習支援を必要とする場合があります。

- ・自閉症／アスペルガー症候群
- ・学習障害、言語障害、コミュニケーション障害、身体障害、感覚障害
- ・社会的困難、情緒的障害、行動的困難
- ・医学的および精神的疾患

さらに、付加言語の学習者は、言語の壁を乗り越え、発展させるための学習支援を受けることもあります。（詳細は「第4章 言語方針」に記載します。）

5.4 Support in the Entrance Examination 入学試験時の支援

本校の入学選抜試験の概要は、「第1章 IB 受け入れ方針」に記載した通りです。入学選抜を実施する際、特別支援教育のニーズがある場合、事前相談を経た上で、個別に対応するようにしています。また、特別支援教育のニーズが合否を判断する要素になることは絶対にありません。主な対応例を2つほど以下に記載します。

A) 身体上の理由で支援が必要な生徒に対する対応

事前の打ち合わせを経て、個別に対応していきます。具体的には、車椅子での入室を希望した場合の受験対応、身体的もしくは精神的な理由により個室での受験を希望した際の受験対応等が挙げられます。

B) 留学生もしくは帰国生で言語支援が必要な生徒

入学試験受験時に日本語での試験を受験することが難しい場合が想定されます。本校の入学試験は、日本語以外に、中国語と英語の試験問題を準備しており、受験生は選択することが可能です。

5.5 Support after Enrollment 入学後の支援

入学後に関しても、適切な支援を行う体制が整っています。前籍校（小学校・中学校・高等学校等）との情報共有を行い、前籍校で支援を受けていた生徒に対し、引き続き、本校でも適切な支援を継続出来るようにしています。前籍校との情報共有は、教務部長・養護教諭が中心となって行います。また、生徒には「ヘルスチェックシート」を記入してもらい、特別支援のニーズが無いかどうか、チェックする体制を取っています。また、生徒・保護者は、クラス担任や養護教諭に希望することで、前述のスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができます。保護者の了承を得た上で、外部機関のWISC等の心理テストも受けることができます。

5.6 Process of Inclusive Education インクルーシブ教育の流れ

本校では、以下①～⑤の流れでインクルーシブ教育を進めていきます。

①インクルーシブ教育の必要性の確認

生徒・保護者からの申告、教科担当・クラス担任・養護教諭からの申告等により、特別支援教育の必要性が確認される。）

②教育相談委員会での協議

該当生徒の支援プログラムを検討する。必要に応じて、医師の診断を生徒・保護者に勧め、診断結果等に基づき、「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」を作成する。

③教職員の情報共有

職員会議にて、特別支援教育コーディネーターまたは養護教諭が該当生徒の状況や「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」を発表し、情報を共有する。

④特別支援プログラムの実施

特別支援教育コーディネーター・養護教諭・クラス担任を中心に、特別支援プログラムの実施状況を確認する。

⑤特別支援プログラムの振り返り、内容の再検討

生徒の状況を見つつ、必要に応じて、教育相談委員会を開催し、特別支援プログラムの振り返りを行う。状況次第で、内容の再検討も実施する。（振り返りは、該当生徒が卒業するまで実施する）

特別支援の内容は長期目標と短期目標に基づき、生徒の特性に応じて、授業時の生徒に対する問い掛けや板書時の配慮、ソーシャルスキルトレーニング、教科書やプリントへのルビふり、デジタル教材の活用、考査時の別室受験、答案用紙の拡大、時間延長などの措置を取ります。また、一部授業においては、クラス分けを実施し、学習内容や提出物等で合理的配慮を行うことで過度な負担を掛けないようにします。

学校は、プログラムが正しく実施・遂行され、卒業まで継続して支援できるよう、スクールカウンセラーの採用等の人的財政支援に加え、必要な教具の購入等の物的財政的支援を図り、特別支援教育を最大限に推進していきます。

5.7 Consideration for Students When Choosing Subjects and Participating in Class 生徒に対する科目選択時・授業中の配慮

IB は、評価の際にすべての生徒が可能な限り公正な条件の下でそれぞれの学力を発揮することが認められるべきであると考えています。しかし、標準的な条件では、学習支援を必要とする生徒が身につけた学力を十分に発揮できず、不利な立場に置かれる場合があります。このような場合には、受験上の配慮を受けることが認められます。

DP・MYP の科目の中には、学習支援を必要とする生徒にとって学習が困難な科目もあるため、履修科目の選択をする際には、コーディネーターを中心として、慎重な検討を行います。

指導と評価の両方においてどのような配慮を行うのかを計画するため、コーディネーターはその生徒に関わるすべての教師と学習の早い段階において検討することが重要です。

配慮として認められる解答方法や機器などの効果的な使い方を、生徒が授業中の学習活動を通じて十分な時間を使って学べるようにするため、受験上の配慮を事前に計画し、授業中にも同様の対応を行っていきます。

受験上の配慮は、それぞれの生徒に合わせたものでなければなりません。また、慎重な計画、評価、観察を行うことも重要です。どのような種類の受験上の配慮を実施するのかは、個々の生徒のニーズに基づいて厳密に決定することが求められます。学校の管理運営上の便宜に合わせて配慮の種類を決定したり、学校やクラス内で学習支援を必要とするすべての生徒に一律の「標準的な配慮」を認めたりといったことは行いません。

5.8 Arrangements for DP Students in Examination (Without Authorization)

DP コース選択者への試験時の配慮（承認を必要としない配慮）

DP コース選択者が試験や模擬試験を受験する際、コーディネーター（または学校長）の裁量により、カーディフの IB グローバルセンターの事前承認なしに、以下の手配が試験で認められます。

- ・試験時の座席配置
- ・介助者（養護教諭）の同席
- ・補助器具（例：色つきの透明シート、点字、音声増幅器、FM 補聴器、補聴器、弱視用補助器具、拡大鏡、色つきレンズ）の利用

また、DP コース選択者が、以下の困難や症状を伴う場合にも、試験での配慮が認められています。

- ・聴覚障害
- ・読むことに困難が伴う場合や、注意欠陥の症状がある場合
- ・視覚障害
- ・色覚異常
- ・聴覚過敏
- ・その他、医学的、身体的、精神的症状などの理由がある場合

上記項目の詳細は、国際バカロレア機構(2024). 『特別な事情に関する方針』及び、国際バカロレア機構(2023). 『学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針』に記載されています。

5.9 Arrangements for DP Students in Examination (With Authorization)

DP コース選択者への試験時の配慮（承認を必要とする配慮）

以下の配慮は、カーディフの IB グローバルセンターによる事前の許可が必要です。事前許可申請の時期、提出書類等については、5.10 に記載します。ここに記載される配慮と適格基準は、付加言語の学習者には関係しません。付加言語の学習者をサポートするための配慮については、「第 4 章 言語方針」に記載します。

- ・問題用紙への配慮
- ・試験時間の延長

- ・筆記への対応
- ・読むことへの対応
- ・発話とコミュニケーションへの対応
- ・電卓の使用と介助者の配置
- ・提出期日の延長と評価の免除

上記項目の詳細は、国際バカロレア機構(2024).『特別な事情に関する方針』及び、国際バカロレア機構(2023).『学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針』に記載されています。

5.10 Deadline for Application for Inclusive Assessment Arrangements and Documents to be submitted for DP Students

DP コース選択者の受験上の配慮に関する申請時期と必要書類

生徒が受験上の配慮を受けるに当たり、事前許可申請が必要となる場合には、コーディネーターは、申請時期と必要書類について慎重な対応が必要となります。

A) 申請時期

受験上の配慮の申請はすべてオンラインで提出します。受験上の配慮の申請はすべて試験実施の6カ月前までに提出されなければなりません。すなわち、11月の試験セッションに登録している志願者は5月15日までに申請を行うことが必要です。決定の再評価のためのすべての申請は7月15日までに提出する必要があります。

B) 必要書類

配慮の申請をするためには、オンライン申請の「Request of inclusive assessment arrangements」(受験上の配慮の申請)において2種類の関連書類をアップロードすることが必要です。1つ目は心理相談機関による心理検査もしくは心理教育検査の報告書、または医療機関による医学的診断書のいずれか、2つ目は学校による教育的エビデンスを示す書類です。

上記項目の詳細は、国際バカロレア機構(2024).『特別な事情に関する方針』及び、国際バカロレア機構(2023).『学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針』に記載されています。

5.11 Preventing Harassment ハラスメント防止

特別支援プログラムに加え、本校では生徒と教職員の人権尊重を保証するプログラムがあります。学校法人みつ朝日学園では、関係する全ての人をセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの全てのハラスメントから保護します。ハラスメントについて相談に応じるため、委員会を設けており、相談員を配置しています。

5.12 Review of the Policy 方針の見直し

この特別支援教育方針は、MYP・DP コーディネーターと管理職が原案を作成し、IB 委員会での審議を経て、職員会議で教職員に周知しました。今後も、年 1 回、MYP・DP コーディネーターと管理職により見直しを行い、必要に応じて修正していきます。修正案は、IB 委員会での審議を経て、年度末となる 3 月の職員会議で教職員に周知し、4 月から新しい方針に基づき教育活動を展開します。

5.13 References 参考資料

国際バカロレア機構. 『特別な事情に関する方針』. 国際バカロレア機構, 2024.

International Baccalaureate Organization. *Adverse circumstances policy*. International Baccalaureate Organization, 2024.

国際バカロレア機構. 『学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *Access and inclusion policy*. International Baccalaureate Organization, 2023.

国際バカロレア機構. 『DP における評価の手順』. 国際バカロレア機構, 2025.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: Assessment procedures*. International Baccalaureate Organization, 2025.

国際バカロレア機構. 『DP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2020.

International Baccalaureate Organization. *The Diploma Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2020.

国際バカロレア機構. 『MYP：原則から実践へ』. 国際バカロレア機構, 2023.

International Baccalaureate Organization. *The Middle Year Programme: From principles into practice*. International Baccalaureate Organization, 2023.

岡山県教育庁特別支援教育課. 『通常学級の特別支援教育ガイド』. 岡山県教育庁特別支援教育課, 2015.

学校法人みつ朝日学園. 『ハラスメント防止規程』. 学校法人みつ朝日学園, 2019.